


第2次横瀬町地域福祉計画 横瀬町地域福祉活動計画

支えあい 住んでしあわせ ころと絆を育むまち



平成29年3月
横瀬町・横瀬町社会福祉協議会

ごあいさつ



近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の生活ニーズや福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

このような中、本町では「個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送る」ために地域福祉施策に取り組んでまいりました。

このたび、第1次地域福祉計画の計画期間終了に伴い、将来の目標像を「支えあい 住んでしあわせ こころと絆を育むまち」とし、第2次地域福祉計画を策定いたしました。更にこの「地域福祉計画」の改定と併せ、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を新たに策定いたしました。

この「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民、ボランティア等が自主的な活動を行いながら、住民と地域が取り組む活動内容を示すものであり、地域福祉計画と一体的に策定することにより、より町の福祉ニーズに対応した具体的な計画となっています。

今回の計画策定のための住民意識調査では、回答した方のうち約7割の方が「今後も住み続けたい」と回答しています。今後、第5次横瀬町総合振興計画や福祉3計画等と相互に連携を図りながら、住民にとって安全・安心なまちづくり、住民一人ひとりが主役となり、お互い支えあい・助けあうまちづくりを推進し、一人でも多くの住民に「今後も住み続けたい」と思われる魅力あふれる「誇りある日本一住みよい町」を目指し、全力で取り組んでまいります。

今後とも、住民の皆様をはじめ関係者の方々の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言、ご尽力いただきました横瀬町地域福祉計画策定委員会委員、横瀬町地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、住民意識調査、地区懇談会及びヒアリング調査にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

横瀬町長・横瀬町社会福祉協議会長

富田能成

目次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
第1節	計画策定の趣旨.....	2
第2節	計画の性格・位置づけ.....	3
第3節	計画の期間.....	5
第2章	福祉を取り巻く町の現状.....	7
第1節	地域福祉の必要性.....	8
第2節	町の現状.....	10
第3節	各種調査から見た現状.....	13
第3章	計画の基本的な考え方.....	31
第1節	地域福祉の基本的な視点.....	32
第2節	計画の基本理念と基本方向.....	33
第3節	施策の体系.....	35
第4章	基本的施策の展開.....	37
第1節	福祉サービス提供体制の充実.....	37
第2節	自立支援と権利擁護の推進.....	45
第3節	つながり、支えあいの地域づくり.....	55
第4節	住みやすく、温かいまちづくり.....	63
第5章	計画の推進.....	71
第1節	計画の推進体制.....	72
第2節	計画の進行管理.....	75
資料編	77
資料1	横瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	78
資料2	横瀬町地域福祉活動計画策定委員会設置規程.....	80
資料3	策定委員会委員名簿.....	82
資料4	計画の策定経過.....	83

第1章

計画の策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨

これまで福祉の分野では、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象者ごとに、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、少子高齢化の急激な進行、社会・経済状況の変化などにもとまない、住民の生活課題、福祉課題が複雑化し、新たに引きこもりや虐待、高齢者の孤独死、災害時要支援者、発達障がい者や精神障がい者などへの支援も求められるようになっていきます。

地域福祉とは、地域の人と人、人と地域、地域と地域のつながりを大切に、相互に支援しあう関係や仕組みをつくっていくことであり、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者の協働によってつくりあげていくものです。

近年の地域課題の複雑化や福祉ニーズの多様化にもとまない、公的な福祉サービスだけではすべてを解決することが難しくなりつつあることから、地域課題の解決に向けて、住民一人ひとりが地域の担い手として、お互いを支えあい・助けあう地域福祉の推進が求められています。そこで、地域福祉を推進する仕組みづくりとしての「地域福祉計画」と、この仕組みを計画的に進めていくための「地域福祉活動計画」を策定します。

横瀬町では、平成23年度に「横瀬町地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、住民・関係機関・団体と行政が連携し、住民がお互いに助けあい、支えあうことのできる仕組みづくりを目指してきました。

このたび、町の地域福祉計画の計画期間が終了し、平成29年度から「横瀬町第2次地域福祉計画」の改定に合わせ、「横瀬町地域福祉活動計画」を新たに策定します。

「地域福祉計画」の策定にあたっては、横瀬町社会福祉協議会を中心に地域福祉を進めるための具体的な活動内容を示す「地域福祉活動計画」をふまえることも重要であり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、より横瀬町の福祉ニーズに対応した地域福祉を推進することができます。

第2節 計画の性格・位置づけ

1 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条※に基づき「市町村地域福祉計画」であり、市町村が住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題等を明らかにし、必要な支援を提供する体制を構築していくための計画です。

地域福祉を推進するために、横瀬町としての地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向性を示していくことが重要であるため、地域福祉の「理念」と「仕組み」を定めます。

2 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって、地域住民、ボランティアやNPO等が自主的・自発的な活動を行いながら、住民と地域が取り組む具体的な行動計画です。

また、平成15年11月に全国社会福祉協議会が示した『地域福祉活動計画策定推進—地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画—』では、地域福祉活動計画は「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の行動・活動計画」である、と位置づけられています。

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条※の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、福祉・健康等の関係団体、行政機関等と連携しながら、住民主体の理念のもとに運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

※第107条（市町村地域福祉計画）：市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）：市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって…中略

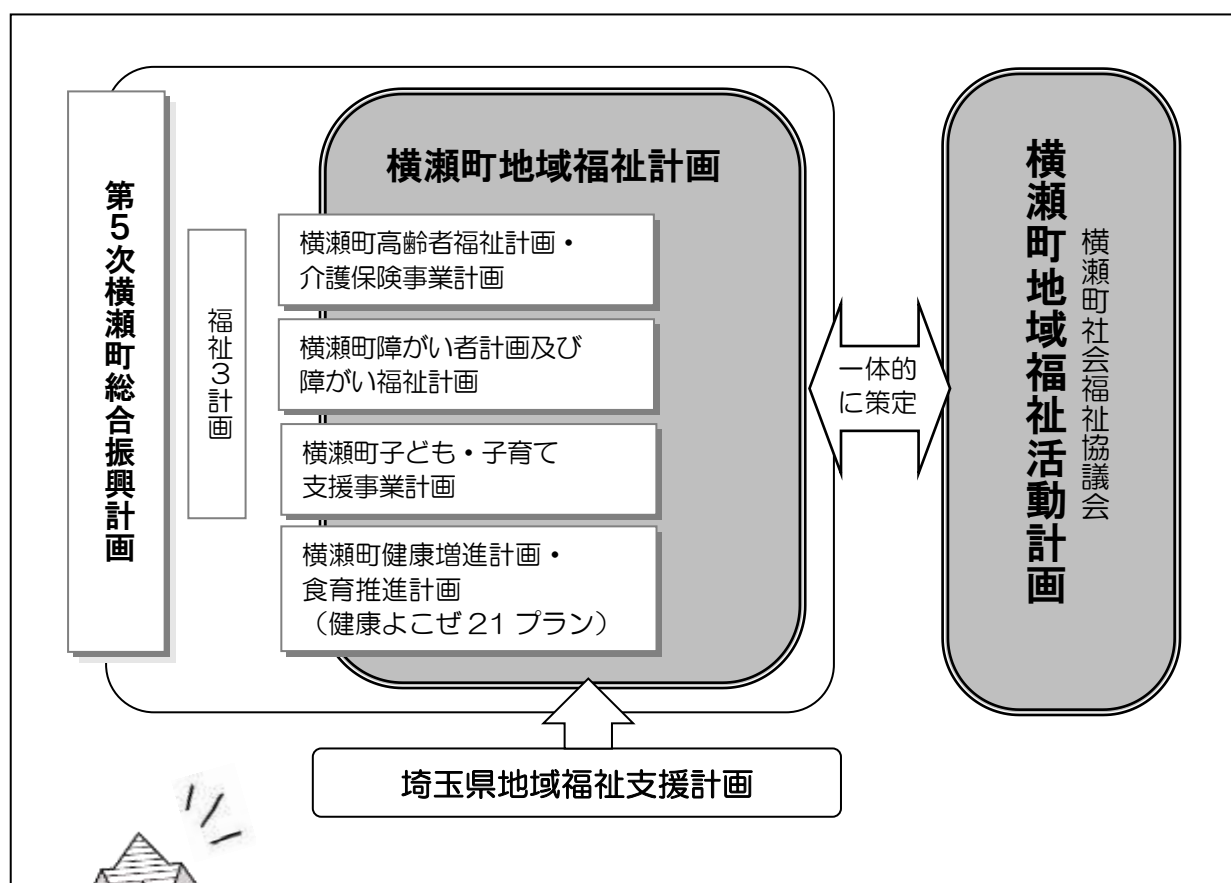
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係性

行政の地域福祉推進に係る理念や仕組みを示す「地域福祉計画」と地域福祉に関わる住民組織などが実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、町と社会福祉協議会が一体的に策定し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくりを進めます。

「地域福祉計画」は、「第5次横瀬町総合振興計画」を上位計画とした分野別計画であり、「横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「横瀬町障がい者計画及び障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野関連諸計画との整合性を図ります。

■ 総合振興計画・福祉3計画など各計画の関係図



第3節 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度、平成33年度を目標年度とする5か年計画とし、社会状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、随時見直すこととします。

■ 計画の機関

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
第5次横瀬町総合振興計画	後期計画				
横瀬町地域福祉計画	第2次計画				
横瀬町地域福祉活動計画	第1次計画				
横瀬町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期計画				
横瀬町障がい者計画 及び障がい福祉計画	第3期計画 「障がい福祉計画」 は第4期計画				
横瀬町子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画				
横瀬町健康増進計画・ 食育推進計画 (健康よこぜ21プラン)	第2期計画				



第2章

福祉を取り巻く町の現状



第1節 地域福祉の必要性

1 地域社会の変化

少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支えあう機能は弱まり、住民がともに支えあい、助けあうという社会的なつながりも希薄になってきています。

こうした社会状況の中、本町でも高齢化や核家族化が進んでおり、地域の助けあい意識が低下し、結びつきが薄れてきています。その一方で、23の行政区がそれぞれに地域の中での活動しています。また、祭りや郷土芸能といった伝統行事も継承されており、人と人、人と地域、地域と地域の絆が根強く残っている地域特性があります。

今後も各地域で育んできた人間関係を大事にしながら、後世に伝えていくとともに、少子高齢化や都市化等の進展に対応できる地域福祉の社会づくりを構築していくことが求められています。

2 社会福祉の制度の変容

平成23年の東日本大震災や平成24年の社会保障・税の改革において、地域の絆や家族や国民相互の助けあいが重要であるという認識が広がっています。

また、地域の中でのつながりがなく孤立死に至る事件が起こるなど、「無縁社会」「社会的孤立」などという言葉が現れ、平成24年には地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援についての厚生労働省通知が出されています。

平成27年4月には生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する支援を地域とのつながりの中で行う必要性が打ち出されるなど、地域福祉の拡充と地域主体の取り組みが重要になってきています。

3 住民と町・社会福祉協議会の関わり方の変化

福祉をはじめ、様々な分野でボランティアやNPO活動など、住民による地域の支えあいの広がりがみられます。こうした住民活動の高まりを背景に、これからの地域社会づくりにおいては、住民自らが生活課題の解決を図ることができるような組織や仕組みづくりが求められています。そのような活動の仕組み・体制の構築や活動機会を提供できるよう、町や社会福祉協議会は、それぞれの立場で地域福祉の推進に向けた支援の強化が必要です。また、地域内の団体による活動の推進のためには、町と社会福祉協議会が積極的に協力していくことが重要です。



第2節 町の現状

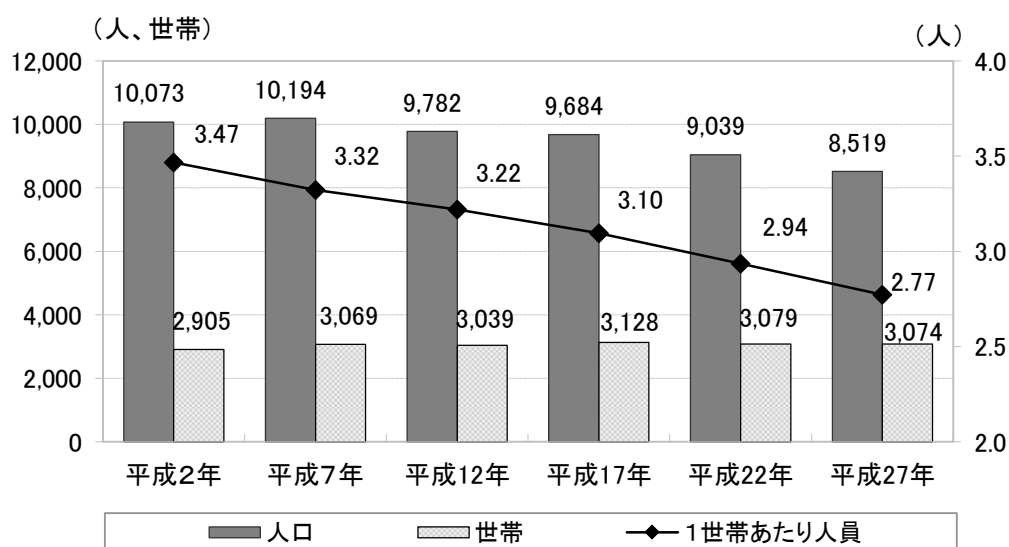
1 人口や世帯の状況

町の人口は平成7年からの20年間、減少傾向で推移しており、平成27年では8,519人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の割合が約25年で約20%増加しています。一方で14歳以下の割合は徐々に減少しており、少子高齢化が進行しています。

また、平成28年の人口構成は、男女ともに60歳代が最も多くなっています。

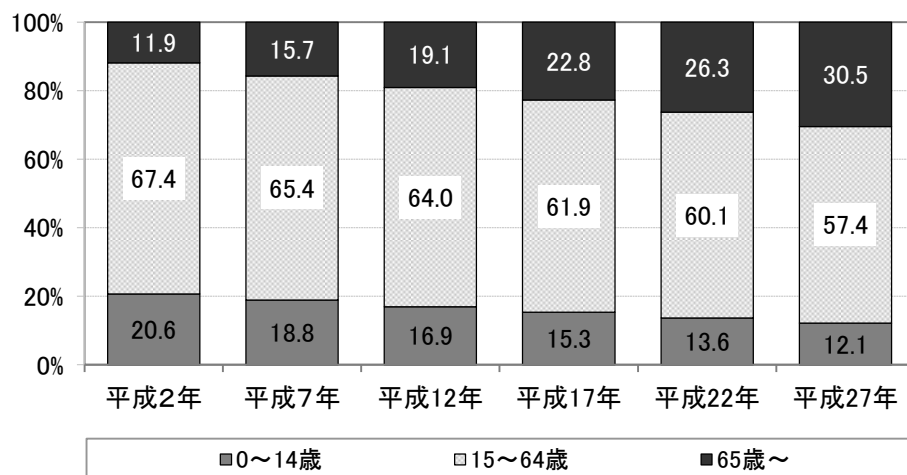
■ 人口・世帯数の推移



[資料：国勢調査国勢調査（各年10月1日現在）]

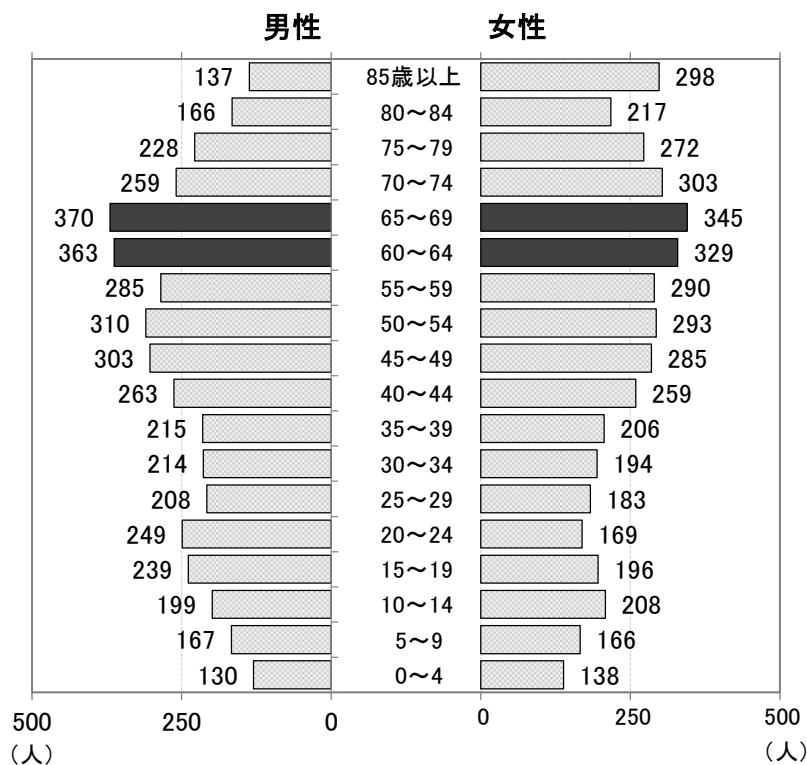


■ 年齢3区分別人口の推移



[資料：国勢調査（各年10月1日現在）]

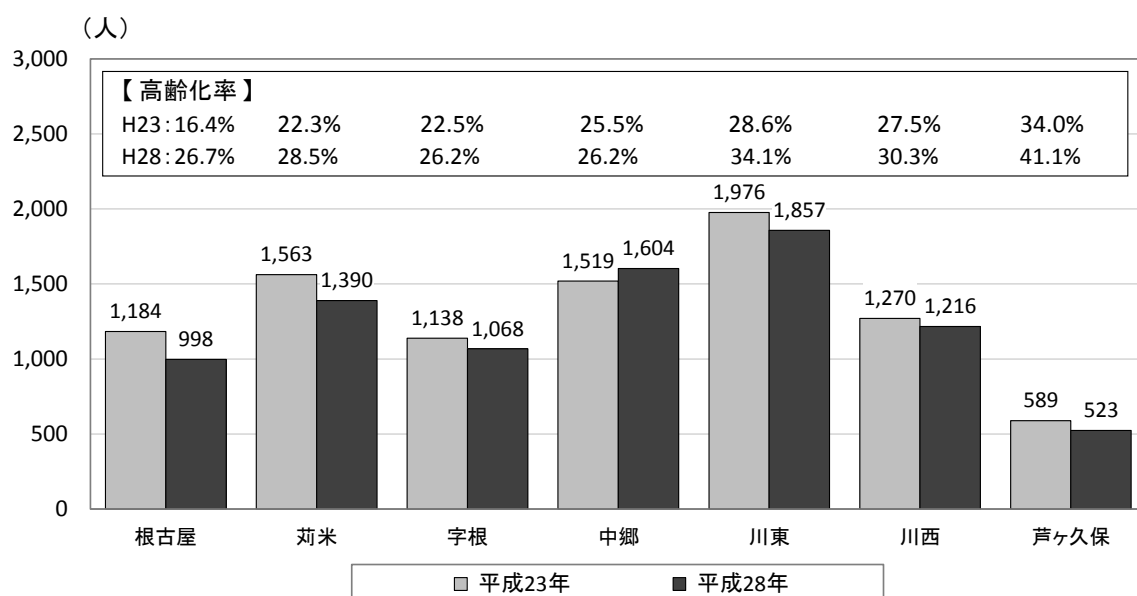
■ 人口構成



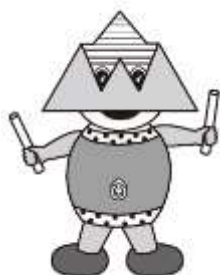
[資料：埼玉県町(丁)字別人口調査（平成28年1月1日現在）]

地区別の人口は、平成23年から平成28年の5年間で中郷地区を除くすべての地区で減少傾向にあります。また、根古屋地区では高齢化率*が平成23年に16.4%、平成28年に26.7%と、約10%増加しています。また、平成28年の芦ヶ久保地区では高齢化率が約4割、川東地区と川西地区でも3割を超えているなど、横瀬町7地区のいずれの地区でも高齢化の進行が顕著にみられます。

■ 地区別の人口推移



[資料：埼玉県町(丁)字別人口調査（平成28年1月1日現在）]



*高齢化率：総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合で、老年人口比率ともいう。

第3節 各種調査から見た現状

1 住民意識調査から見た現状

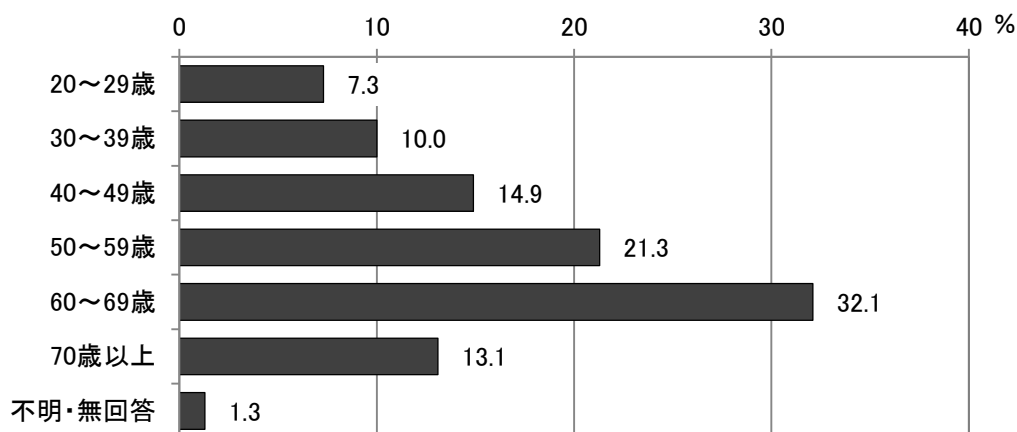
町では、本計画の策定にあたり、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握し、計画を策定するための基礎資料とするため、平成28年9月に町内在住の20歳以上の男女1,500人を対象に住民意識調査を実施しました。回収結果及び調査結果の概要は以下のとおりです。

調査対象者数 (配付数)	回収数	回収率
1,500 件	672 件	44.8%

(1) 調査の回答者

調査の回答者は、「60～69歳」が最も多く、次いで「50～59歳」、「40～49歳」の順となっています。

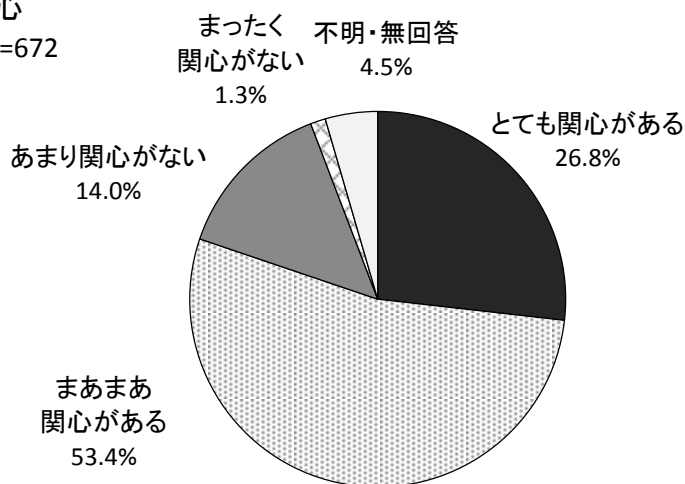
■ 年齢（単数回答）n=672



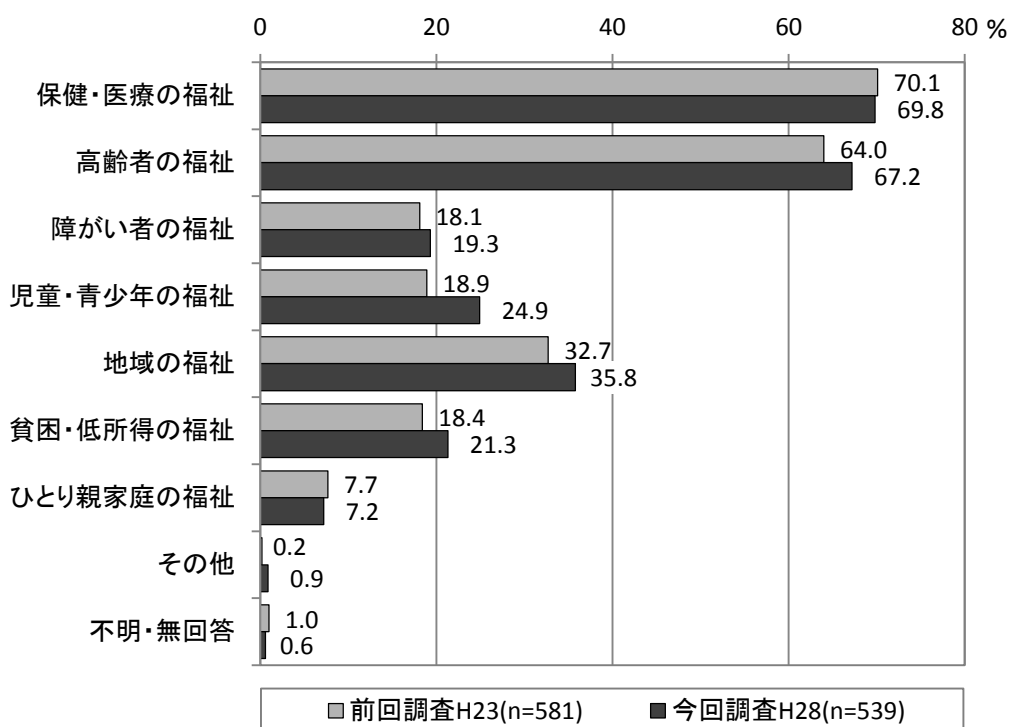
(2) 福祉への関心

福祉への関心については、「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせた約8割が『関心がある』と回答しています。また、関心がある福祉の分野については、「保健・医療の福祉」が約7割、次いで「高齢者の福祉」が6割を超えて多くなっています。前回調査と比べると、「保健・医療の福祉」と「ひとり親家庭の福祉」を除くすべての項目で微増しています。

■ 福祉への関心
(単数回答) n=672

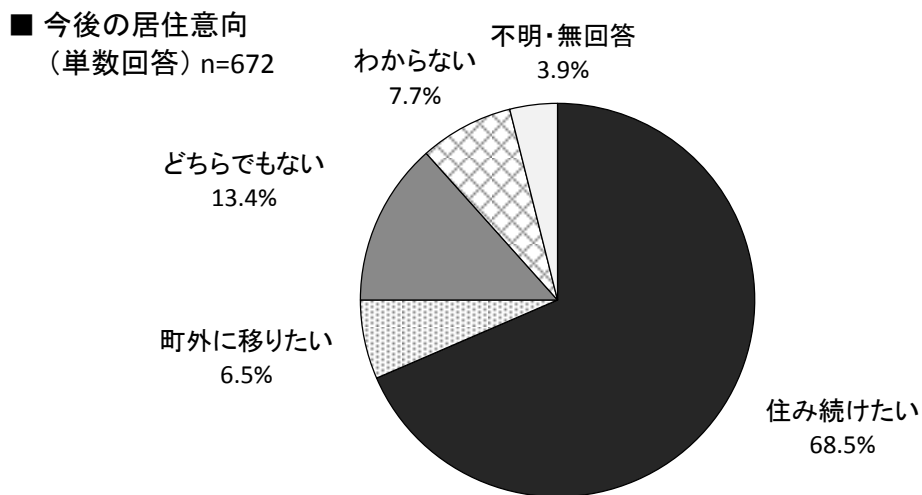


■ 関心がある福祉の分野 (複数回答)

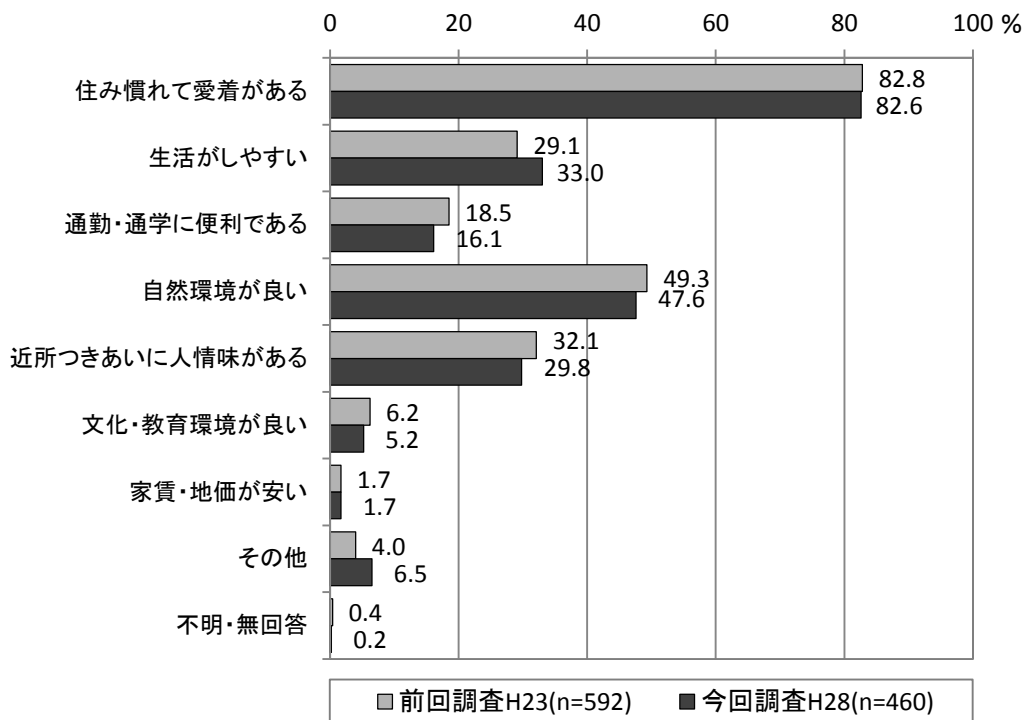


(3) 居留意向

今後の居留意向については、「住み続けたい」が約7割を占めています。「住み続けたい」理由については、「住み慣れて愛着がある」が8割以上、次いで「自然環境が良い」、「生活がしやすい」の順となっています。前回調査と比べて「生活がしやすい」のみ微増しており、それ以外の項目ではすべて減少しています。



■ 住み続けたい理由(複数回答)

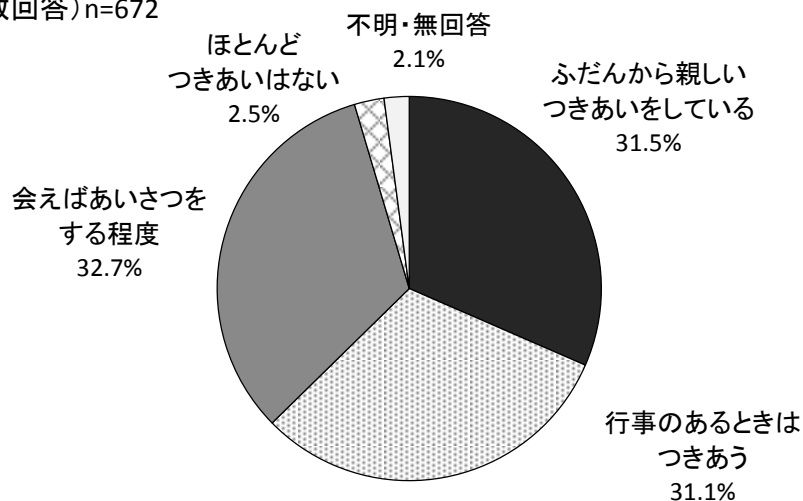


(4) 隣近所とのつきあい

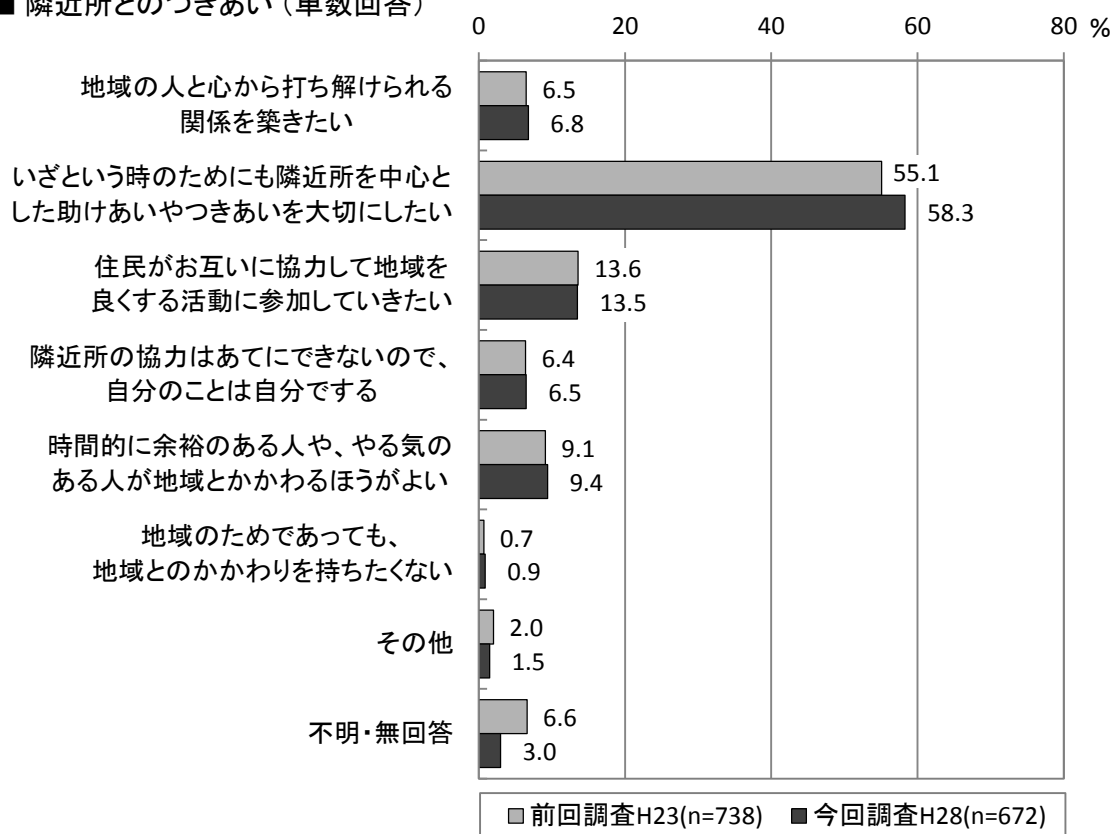
隣近所とのつきあいについては、「ふだんから親しいつきあいをしている」が約3割で、地域との関わり方への考えは、5割以上が「いざという時のためにも隣近所を中心とした助けあいやつきあいを大切にしたい」と回答しています。

■ 隣近所とのつきあい状況

(単数回答) n=672



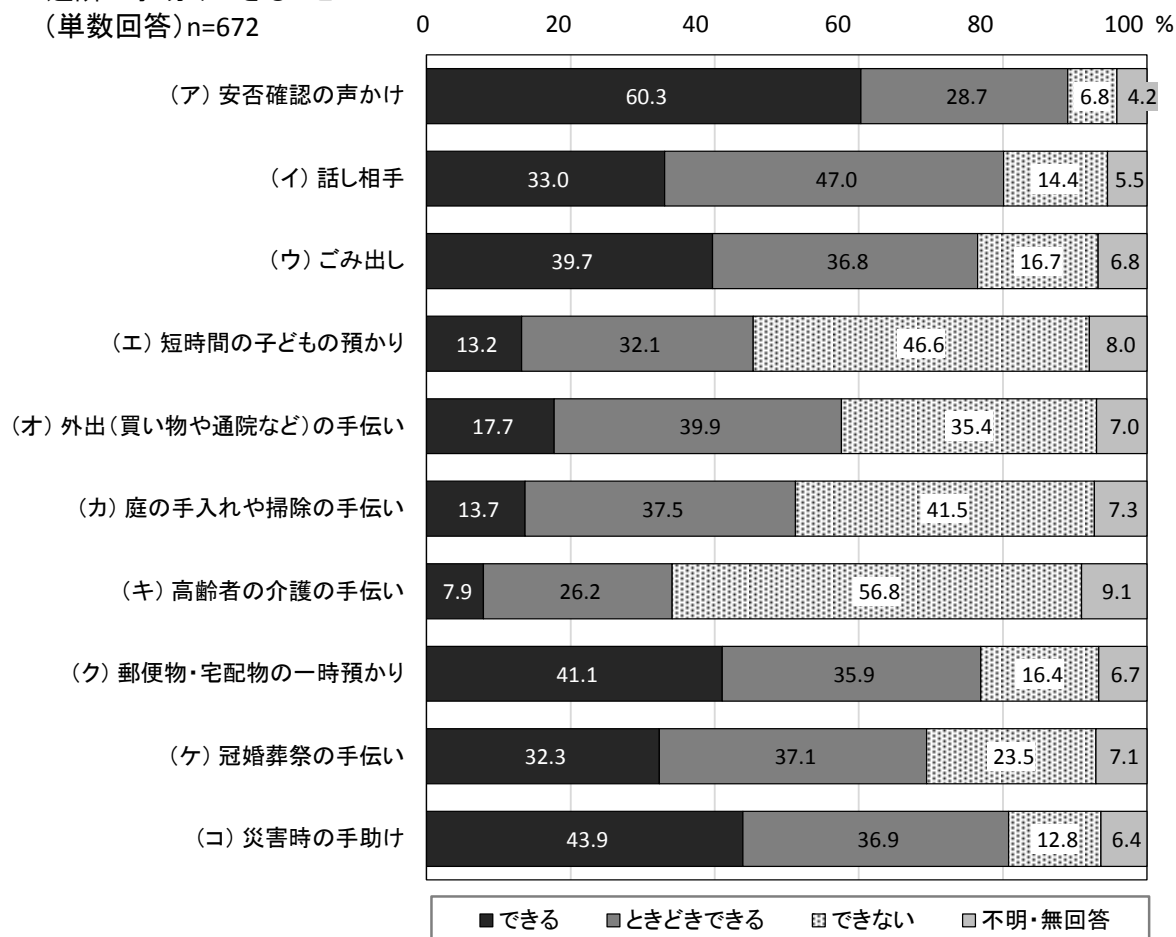
■ 隣近所とのつきあい (単数回答)



(5) 手助けできること

近所の人から頼まれた場合にできることについては、「(ア) 安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「(コ) 災害時の手助け」、「(ク) 郵便物・宅配便の一時預かり」が4割を超えており、「(ウ) ごみ出し」も4割近くになっています。

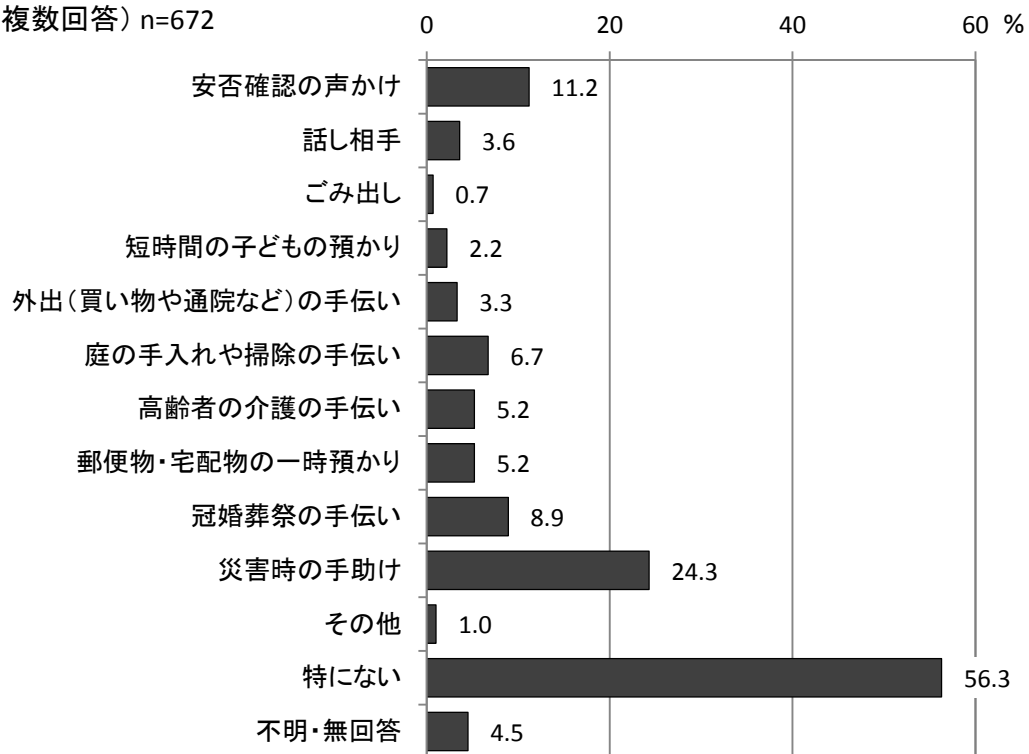
■ 近隣で手助けできること
(単数回答)n=672



(6) 手助けしてほしいこと

手助けしてほしいことについては、「特にない」が5割を超えており、「災害時の手助け」が2割以上、「安否確認の声かけ」が1割を超えています。

■ 手助けしてほしいこと
(複数回答) n=672

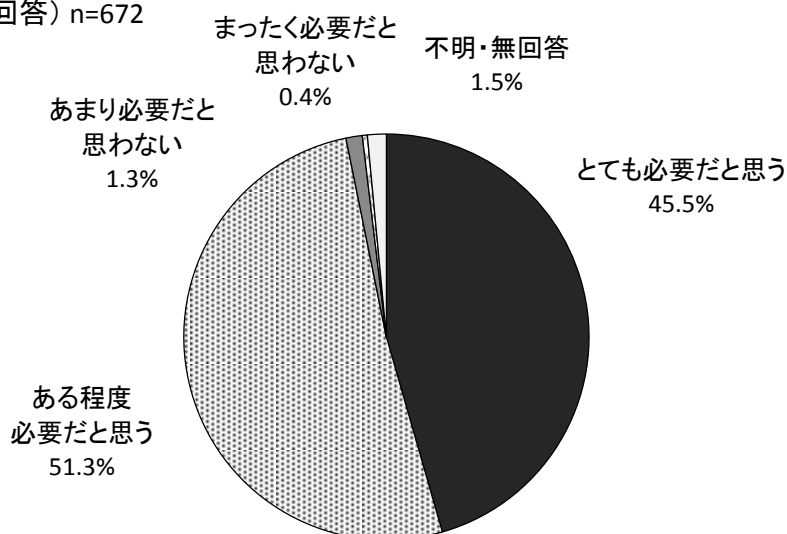


(7) 助けあいの必要性

地域の福祉課題に対する住民の助けあいの必要性については、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせて9割以上が『必要だと思う』と回答しています。また、支援が必要な人に対して大事だと思うことについては、「町役場・児童相談所など公的機関が支援を行うこと」が5割を超えて最も多く、次いで「隣近所の人が声をかけること」、「家族が声をかけること」の順となっています。

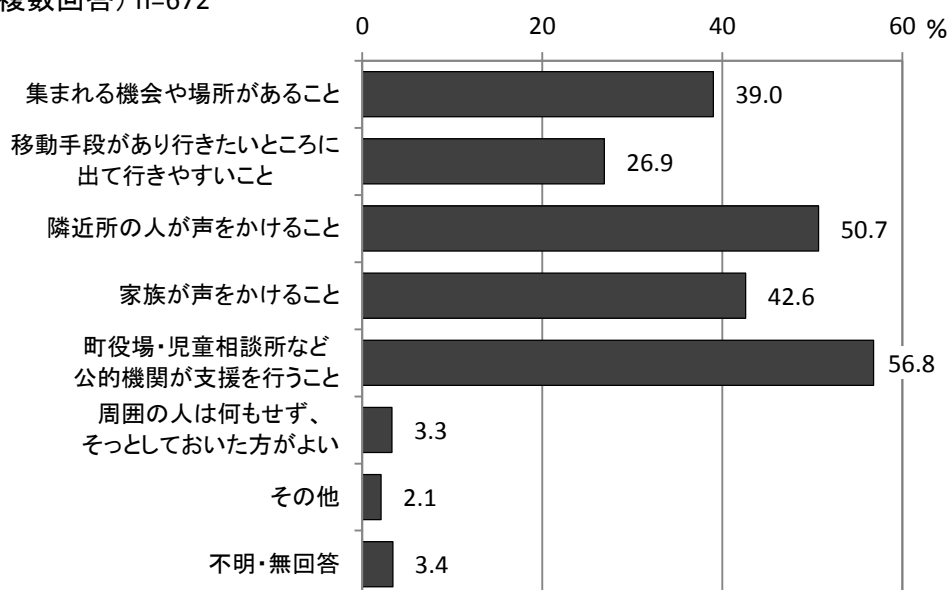
■ 住民の助けあいの必要性

(単数回答) n=672



■ 支援が必要な人に対して大事だと思うこと

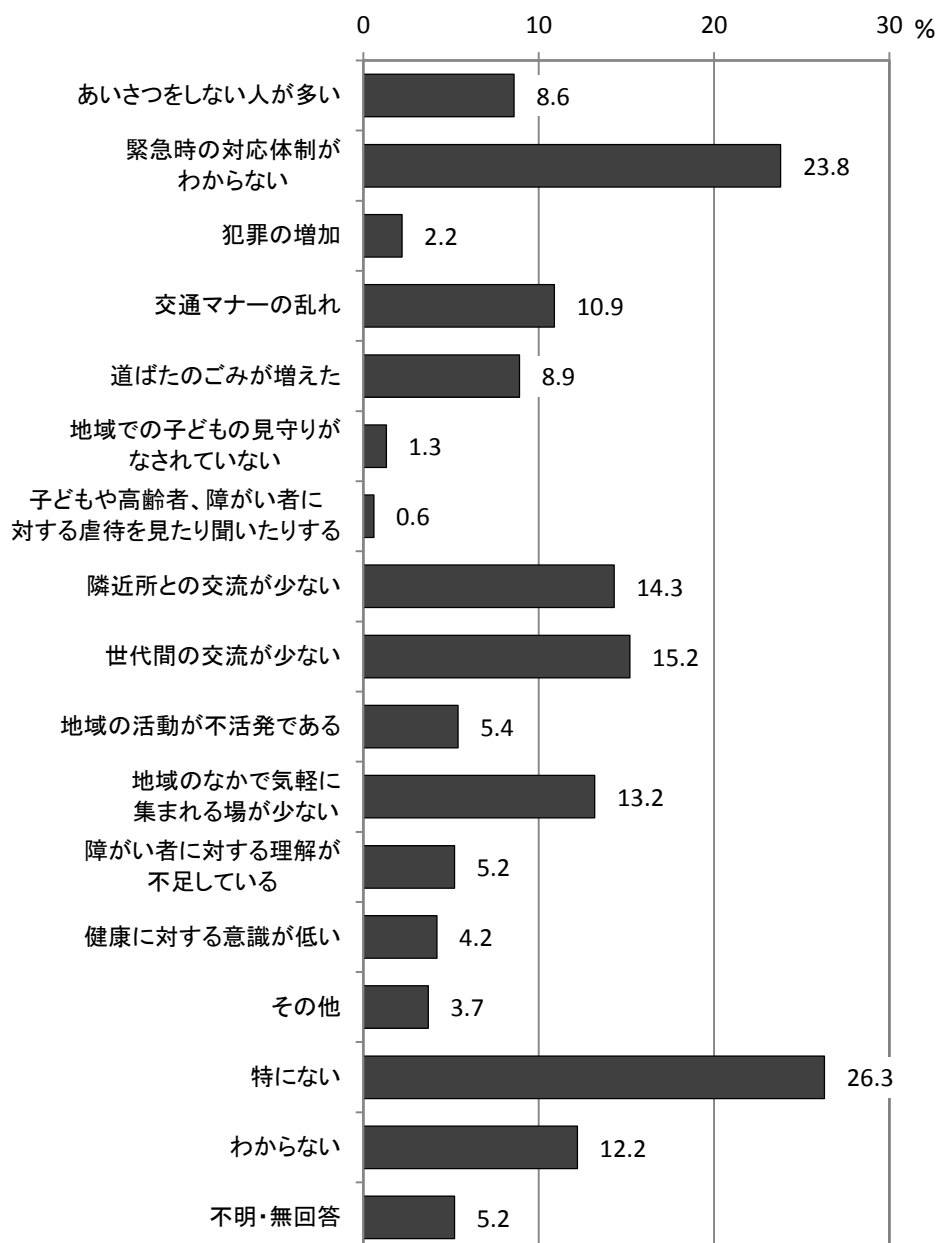
(複数回答) n=672



(8) 地域の問題点

居住している地域での問題点については、「緊急時の対応体制がわからない」が2割を超えており、次いで「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」、「地域のなかで気軽に集まれる場が少ない」の順となっています。

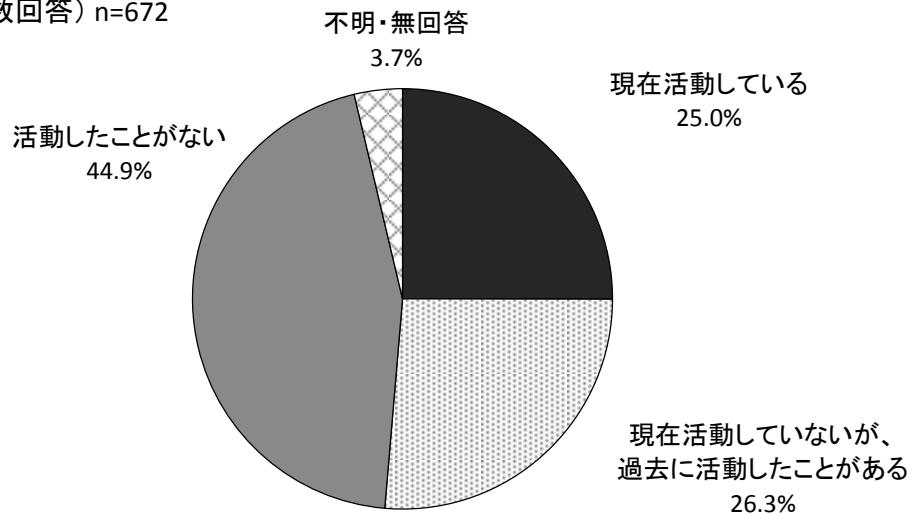
■ 居住地域の問題点
(複数回答) n=672



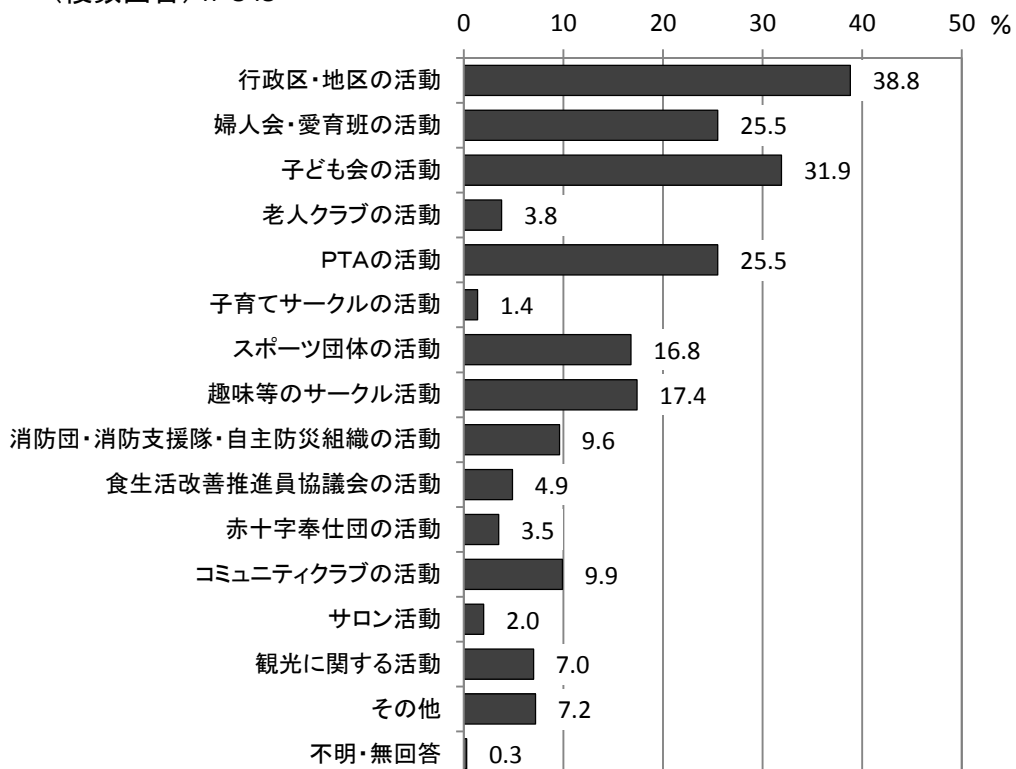
(9) 地域活動とボランティア活動

地域活動やボランティア活動について、「現在活動している」、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」を合わせると、約5割が活動の経験があり、その内容については、「行政区・地区の活動」、「子ども会の活動」、「婦人会・愛育班の活動」、「PTAの活動」などが多くなっています。

■ 地域活動・ボランティア活動の状況
(単数回答) n=672



■ 地域活動やボランティア活動の活動内容
(複数回答) n=345

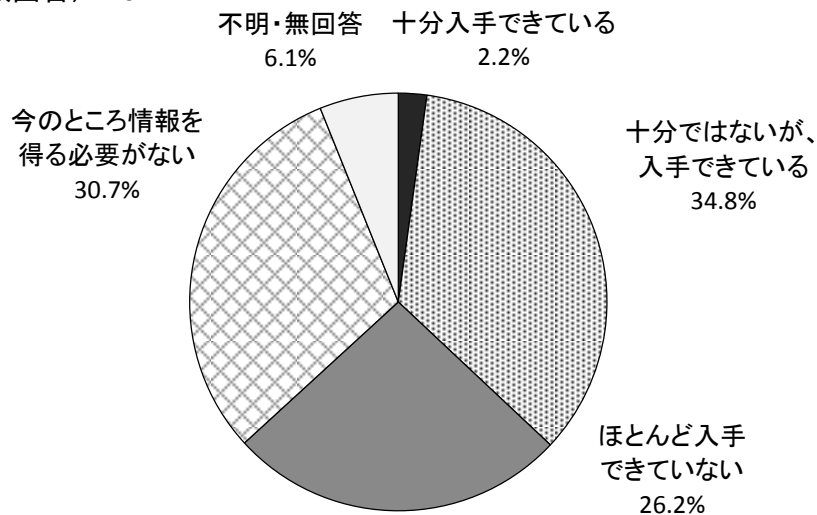


(10) 福祉サービスの情報について

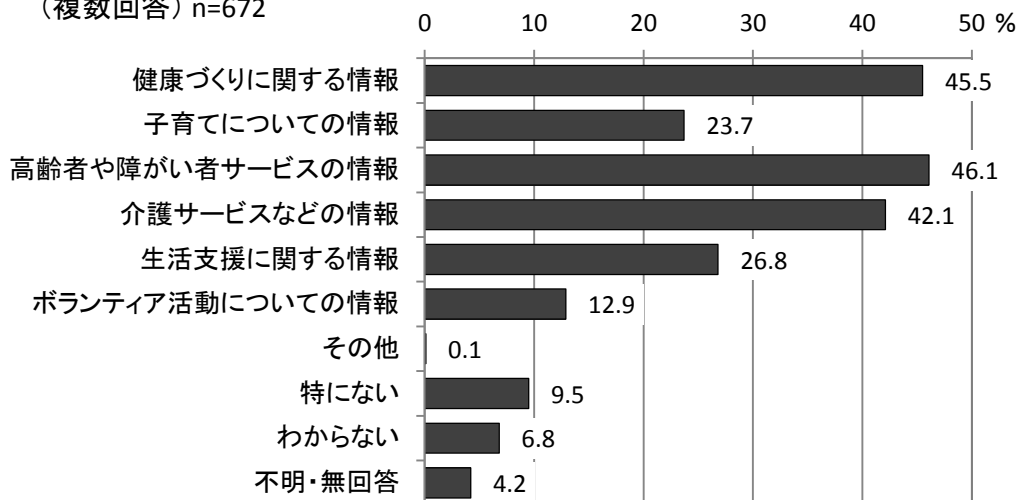
福祉サービスの情報入手について、「十分ではないが、入手できている」のは約3割で、「十分入手できている」が1割を下回っています。充実してほしい情報は「高齢者や障がい者サービスの情報」が4割を超えて最も多く、次いで「健康づくりに関する情報」、「介護サービスなどの情報」の順となっています。

主な情報の入手先としては、「町役場の窓口や広報紙・ホームページ」が約7割と、最も多くなっています。また、前回調査と比べて「インターネット」の回答が増えています。

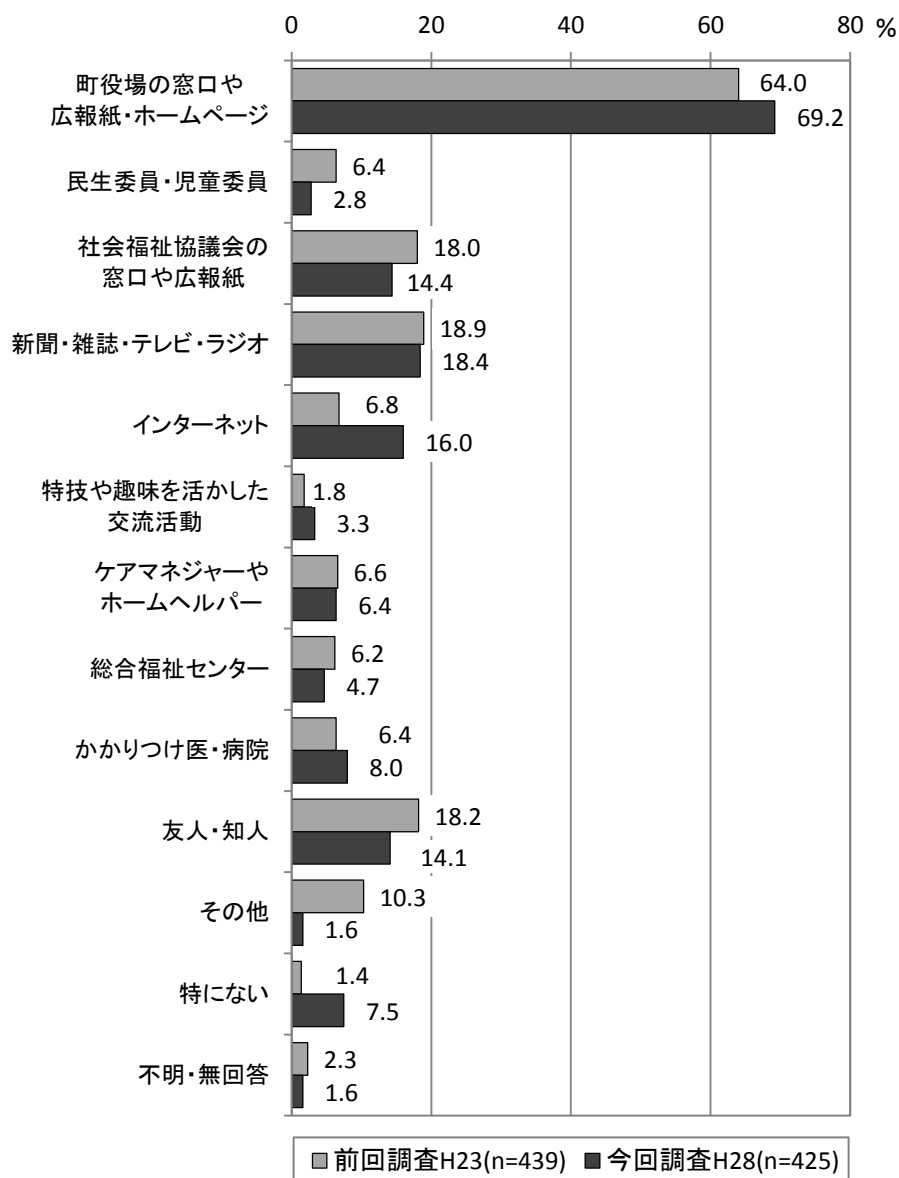
■ 福祉サービス情報の入手状況
(単数回答) n=672



■ 充実してほしい福祉サービス情報
(複数回答) n=672



■ 主な情報の入手先（複数回答）

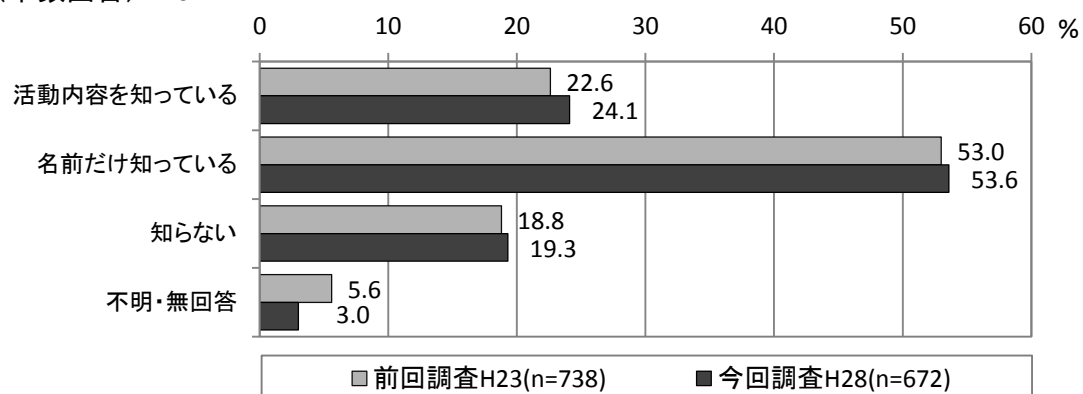


(11) 社会福祉協議会について

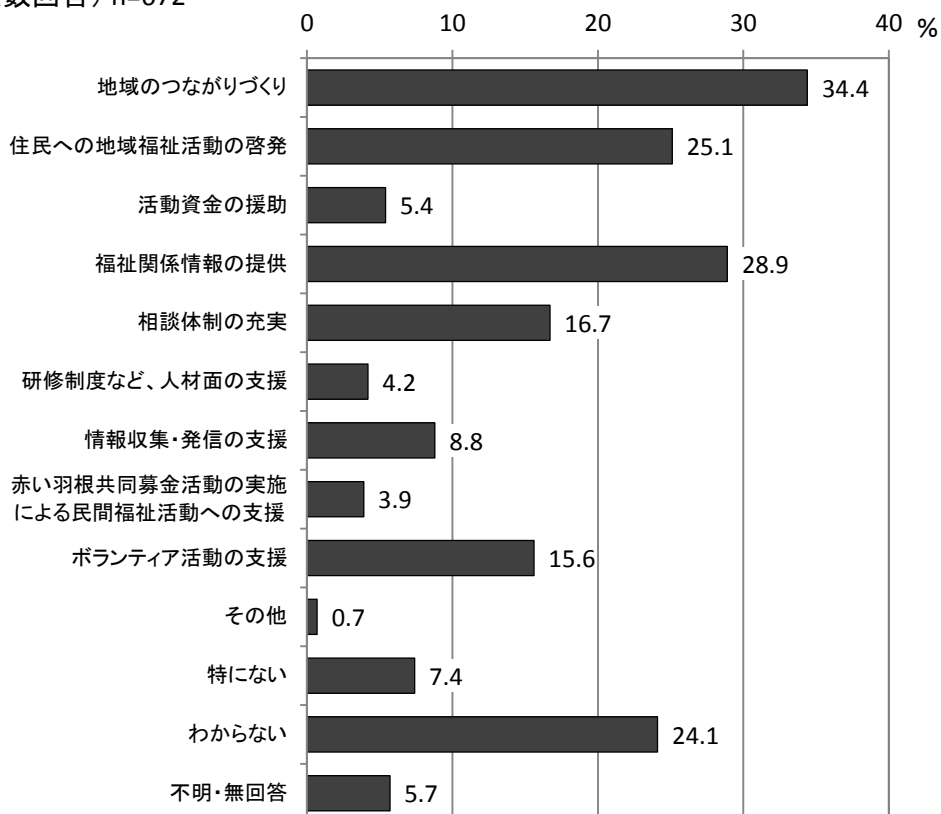
社会福祉協議会の認知度については、「活動内容を知っている」と「名前だけ知っている」を合わせて7割以上が『やや知っている』と回答しています。また、前回調査と比べて、『知っている』の回答がやや増えています。

社会福祉協議会に期待することとしては、「地域のつながりづくり」が3割以上と最も多く、次いで「福祉関係情報の提供」、「住民への地域福祉活動の啓発」の順となっています。

■ 社会福祉協議会の認知度 (単数回答) n=672



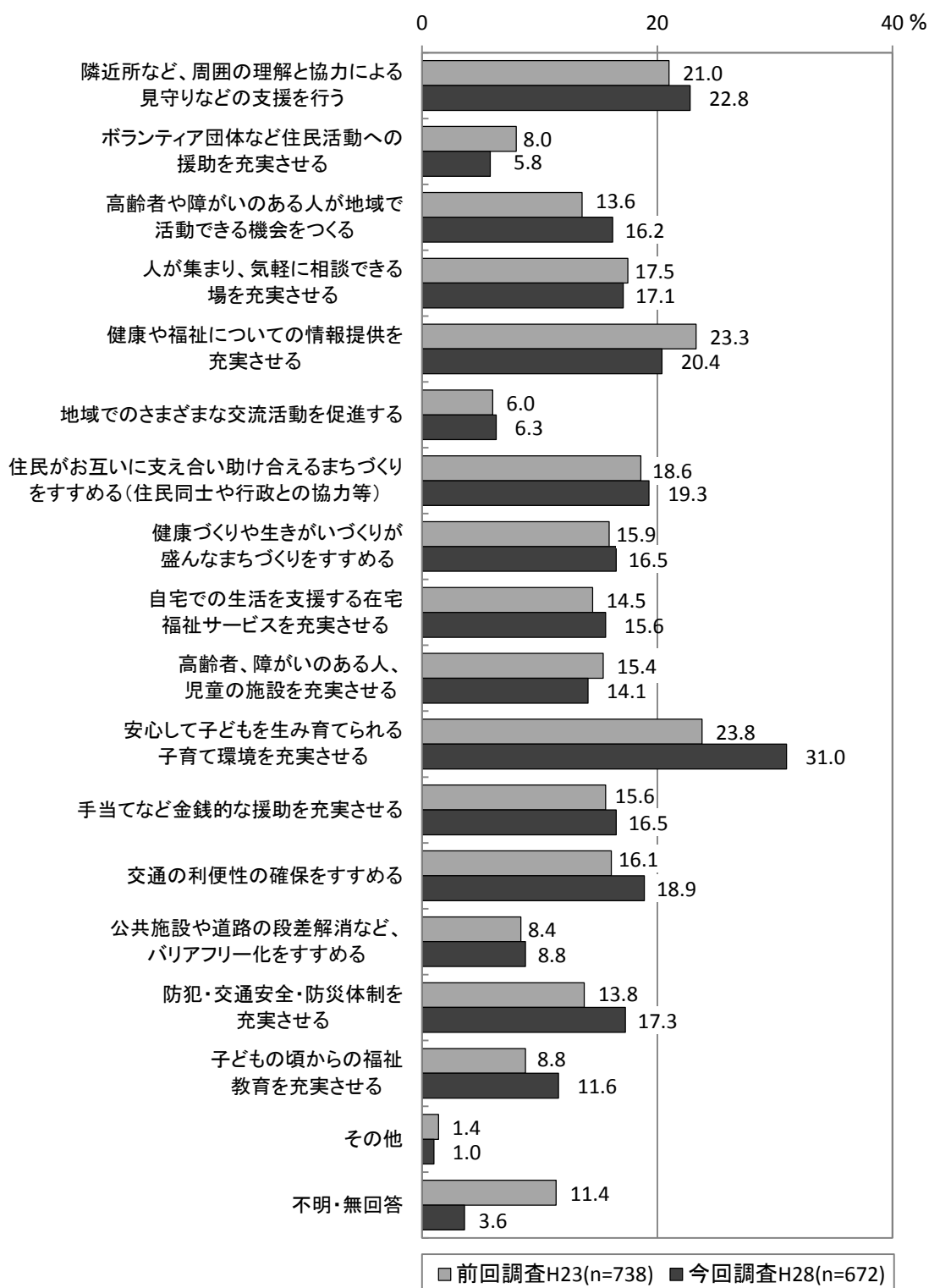
■ 社会福祉協議会に期待すること (複数回答) n=672



(12) 今後重要な取り組み

保健福祉施策を充実するために重要と考える取り組みについては、今回の調査では「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が3割を超えていることに加え、前回調査と比べると、約1割増加しています。

■ 今後重要な取り組み（複数回答）



2 事業者・団体ヒアリングから見た現状

福祉関係団体の状況や活動等を把握するとともに、ご意見、ご提言をお聞きし、計画を策定するための基礎資料として活用するために、平成 28 年 10 月に横瀬町地域で福祉に関する活動をしている事業者及び団体を対象としたヒアリングを実施しました。また、回収した 25 団体のうち、3 事業者・5 団体を対象に直接の聞き取り調査を実施しました。

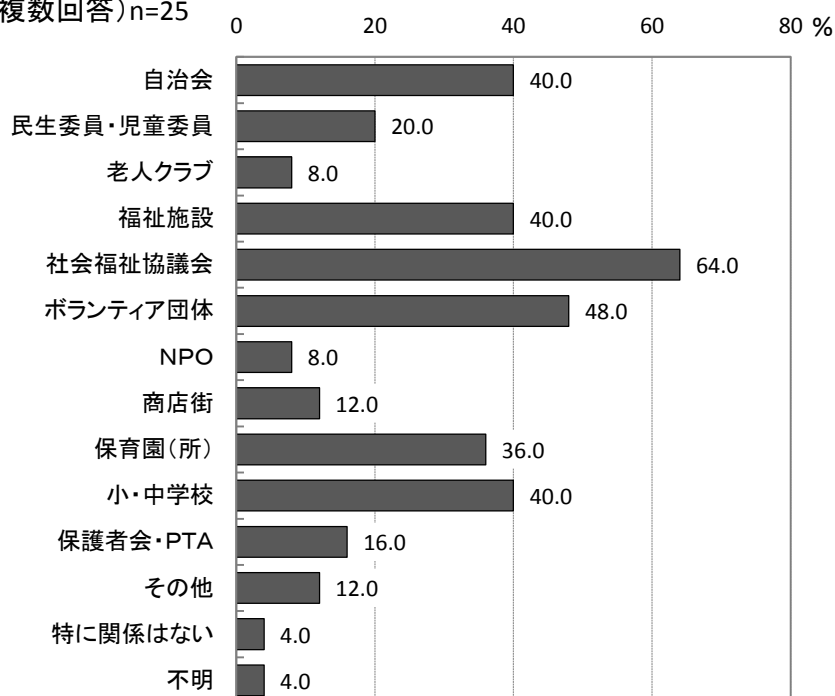
調査対象団体数 (配布数)	回収数	回収率
32 (12 事業者、20 団体)	25 (7 事業者、18 団体)	78.1%

(1) 交流・連携・協力関係のある団体

他団体や機関との交流や連携、協力関係については、「社会福祉協議会」が約 6 割と最も多く、次いで「ボランティア団体」が約 5 割、「自治会」、「福祉施設」、「小・中学校」が 4 割となっています。

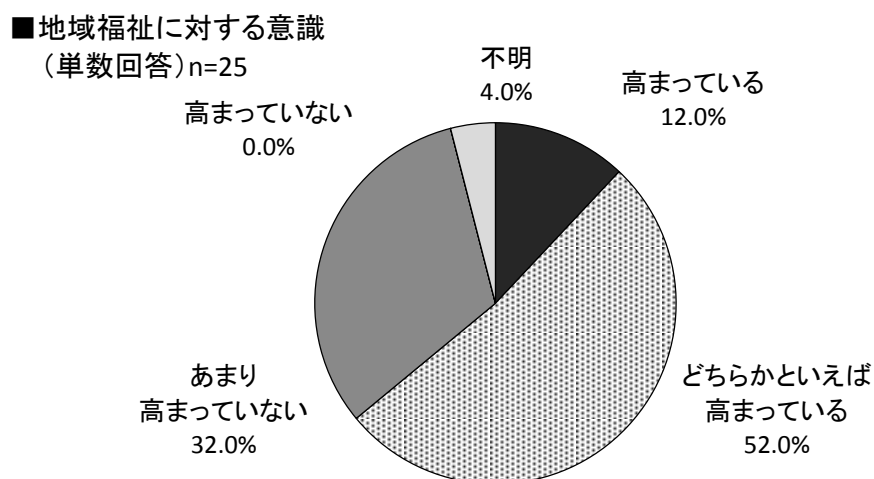
■ 交流・連携・協力のある団体

(複数回答)n=25



(2) 地域福祉に対する意識

地域福祉に対する意識については、「高まっている」と「どちらかといえば高まっている」を合わせて、約6割が『高まっている』と回答しています。



(3) 日常の困りごとや地域の問題

日常の困りごとや地域の問題については、人口減少にともなう地域活動の減少や活動への若者及び子どもの参加が少ないことがあげられています。また、相談内容や相談者の複雑化・多様化によって、各制度では対応しきれず、団体や事業者によっては困っているケースも少なくありません。



3 地区懇談会から見た現状と課題

住民の方に地域福祉の必要性を理解していただくとともに、日常生活の福祉分野における課題を出し合い、地域福祉の推進に向けての共通認識を深めるために、平成 28 年 10 月から 11 月にかけて横瀬町住民を対象とした地区懇談会を実施しました。

	日時	対象地区	会場	参加者数
1	10月21日(金) 19:00~20:30	川東・川西	横瀬町コミュニティ防災センター	35名
2	10月22日(土) 18:00~19:30	芦ヶ久保	横瀬町活性化センター	18名
3	11月4日(金) 19:00~20:30	根古屋・苅米	横瀬町総合福祉センター	31名
4	11月5日(土) 18:00~19:30	宇根・中郷	横瀬町町民会館	25名
合計				109名

(1) 地区懇談会のとりまとめ

横瀬町の「よいところ」及び「課題」として住民の関心が高い分野は、川東地区と川西地区において「地域交流・活動」が最も多く、根古屋地区、中郷地区と芦ヶ久保地区、では「自然・環境・観光」、苅米地区で「近所つきあい」、宇根地区で「交通・駅・道路」となっています。

(件)	地域交流・活動	近所つきあい	ボランティア	防災・防犯	少子高齢化	高齢者	若者・人口増減	子ども・子育て	仕事	自然・環境・観光	交通・駅・道路	公共施設	商店・買物	歴史・伝統	障がい	農林業・獣害	生活・マナー	役場・町政関係	その他
① 根古屋地区	13	3	0	5	6	0	12	0	3	19	13	0	0	8	0	4	3	4	5
② 苅米地区	14	16	1	1	0	0	0	1	0	14	12	0	0	1	0	6	6	0	0
③ 宇根地区	14	4	0	2	0	0	9	0	0	12	20	0	1	6	0	1	6	3	1
④ 中郷地区	12	5	0	0	11	8	0	1	2	19	13	5	3	0	0	0	3	2	4
⑤ 川東地区	17	8	3	4	5	11	12	5	1	6	10	3	2	1	2	3	2	0	1
⑥ 川西地区	36	14	7	10	4	8	6	3	1	4	7	1	0	1	0	0	1	0	0
⑦ 芦ヶ久保地区	33	0	0	0	16	1	0	1	1	34	13	7	0	3	0	1	13	0	0

(2) 地区懇談会の各地区まとめ*

① 根古屋地区

【よいと感じるところ】

- ・班での集まりで課題を話し合う機会がある
- ・地区行事への参加率がよい
- ・根古屋城や神社等の史跡が多く残っている

【課題と感じるところ】

- ・ひとり住まいの人が多
- ・災害時の対応が心配
- ・働く場所がないため、若い人が出て行ってしま



② 苅米地区

【よいと感じるところ】

- ・困りごとがあると助けてくれる
- ・祭典など交流の場が多い
- ・音楽祭など、長続きしている行事がたくさんある
- ・棚田がある。観光客が多い

【課題と感じるところ】

- ・地域の決まりを無理やり押しつける所がある
- ・転入者とのつきあいが難しい
- ・若い人の参加が少なくなってきた



③ 宇根地区

【よいと感じるところ】

- ・お祭りを通じて、世代間・地域間での交流がある
- ・西武鉄道が通っていて便利
- ・花の郷のボランティア活動がある
- ・秩父地域の代表的な武甲山がある

【課題と感じるところ】

- ・ボランティアする人としらない人に偏りがある
- ・周りの人の顔がわからない
- ・空き家ができて始めている



④ 中郷地区

【よいと感じるところ】

- ・子どもたちへの見守り活動がよくできている
- ・人柄がよい
- ・中郷地区は人口が増えている
- ・自然が豊かでカワセミが住める環境である

【課題と感じるところ】

- ・安らぎの場が少ない
- ・ひとり暮らし高齢者が多い
- ・横瀬駅前がさみしい、お店がない



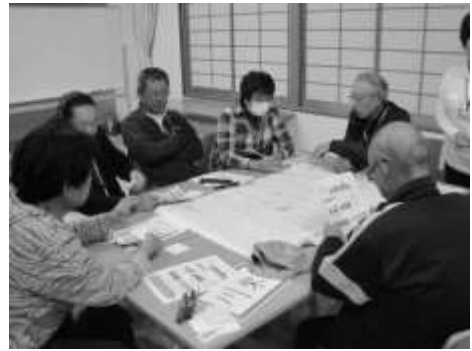
⑤ 川東地区

【よいと感じるところ】

- ・肩に力が入らない。気持ちを楽にして生活できる
- ・小学生の下校時間にたくさんの人が出てきてくれる
- ・元気なお年寄りが多い

【課題と感じるところ】

- ・挨拶はするけれど、ちょっとした手伝いはしない
- ・障がい者の人権を尊重してくれない
- ・高齢者サロンがない
- ・定年退職した人が働く場所、活動できる場所がない



⑥ 川西地区

【よいと感じるところ】

- ・お年寄りがいきいきしている
- ・ボランティアの協力者が多い
- ・高齢者サロンの開催やコミュニティークラブがある
- ・地区内のみんなが気軽に声かけし合える

【課題と感じるところ】

- ・高齢化と人口減によって、支える側の人口が少ない
- ・世代を超えた交流の減少
- ・地域活動への参加者が固定化されている



⑦ 芦ヶ久保地区

【よいと感じるところ】

- ・地元行事（獅子舞等）が根強く残っている
- ・子どもが元気よく挨拶する
- ・自然が多い・豊かである
- ・氷柱等みんなで協力して盛り上げている

【課題と感じるところ】

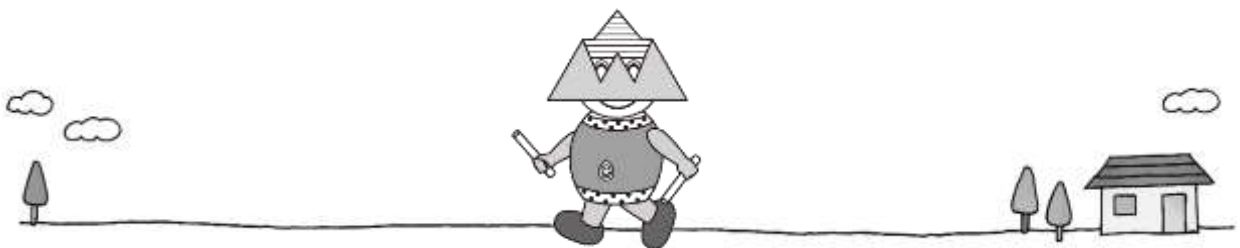
- ・屋間は高齢者ばかりになってしまう
- ・地域活動は、やっている人は多くやっていて、やっていない人はまったくやっていない
- ・人口が少なく、役割担当が大変である
- ・土砂崩れの特別危険区域が非常に多い
- ・買物や病院などの施設への距離が遠い



※地区懇談会の各地区まとめ：掲載している意見は、地区懇談会で出た意見の一部抜粋です。

第3章

計画の基本的な考え方



第1節 地域福祉の基本的な視点

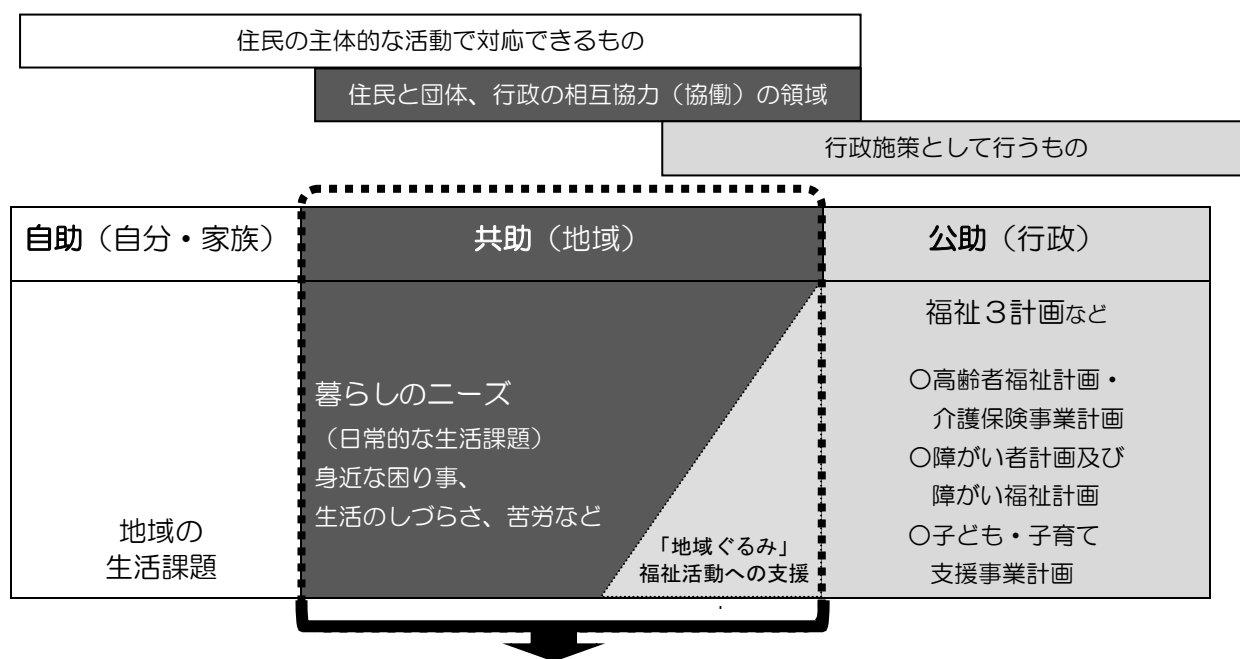
地域福祉とは、公的な福祉サービス等ではカバーしきれない生活課題を解消するため、住民相互の助けあい・支えあいの力を強化し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう地域社会をつくっていくことです。また、地域福祉は、特別な人だけを対象としているわけではなく、だれもが当事者になり得ます。

そのためには、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって、お互いに力を合わせる関係をつくり、地域福祉を推進していくことが重要です。

個人や家族で対応する「自助」では解決することができない課題や困難に直面したときは、地域における住民同士が支えあう・助けあう「共助」が重要になります。さらに、地域でも解決できないような課題に対しては、「公助」にあたる専門機関や行政などが提供する公的支援などで解決する仕組みが必要になります。

また、身近な地域におけるニーズが多様化している中、住民の支えあいでしか解決できない問題に取り組む「共助」は地域福祉の非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO等が自主的な活動を行うことが求められています。

■「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画・地域福祉活動計画の関係



地域福祉計画・地域福祉活動計画における重点ポイント

第2節 計画の基本理念と基本方向

1 基本理念

本計画は、地域福祉の推進によりまちの将来像の実現を図るものです。平成23年度に策定した「横瀬町地域福祉計画」では「**住んでしあわせ 来てたのしい ところと絆を育むまち**」を基本理念として掲げ、地域福祉の推進に努めてきました。

また、社会福祉協議会でもこれまで、住民同士の共助を基盤とした地域づくりや担い手の育成により、地域住民がより安心して暮らせる地域社会を目指してきました。これからも引き続き取り組むことが重要ですが、住民意識調査やヒアリング調査、地区懇談会の結果を見ると、地域福祉に関する町の状況は少しずつ変化しています。

そのため、本計画では「**支えあい 住んでしあわせ ところと絆を育むまち**」を基本理念とし、住民の安全・安心な生活の確保を図るとともに、人と人とのつながりを通じたまちのよき伝統を次の世代に伝えつつ、住民にとって住みやすく、住民一人ひとりが地域の担い手としてお互いに支えあい・助けあうまちづくりを推進します。

【目標像】

支えあい 住んでしあわせ
ところと絆を育むまち

【取り組みの基本方向】

自立を支援する仕組みづくり

結びつき、支えあう地域づくり

安心とふれあいのまちづくり

2 取り組みの基本方向

本計画に掲げる目標像を実現するために、以下に3つの取り組みの基本方向を設定し、具体的な事業の展開を図ります。

(1) 自立を支援する仕組みづくり

福祉サービスを必要としている人に対する情報提供を充実するとともに、関係機関と連携して適切なサービスが利用できるためのサービス提供体制の整備に努めます。また、様々な困難を抱える人たちの相談支援の充実を図り、孤立を防止して、地域で自立した生活を支援する仕組みづくりを推進します。

(2) 結びつき、支えあう地域づくり

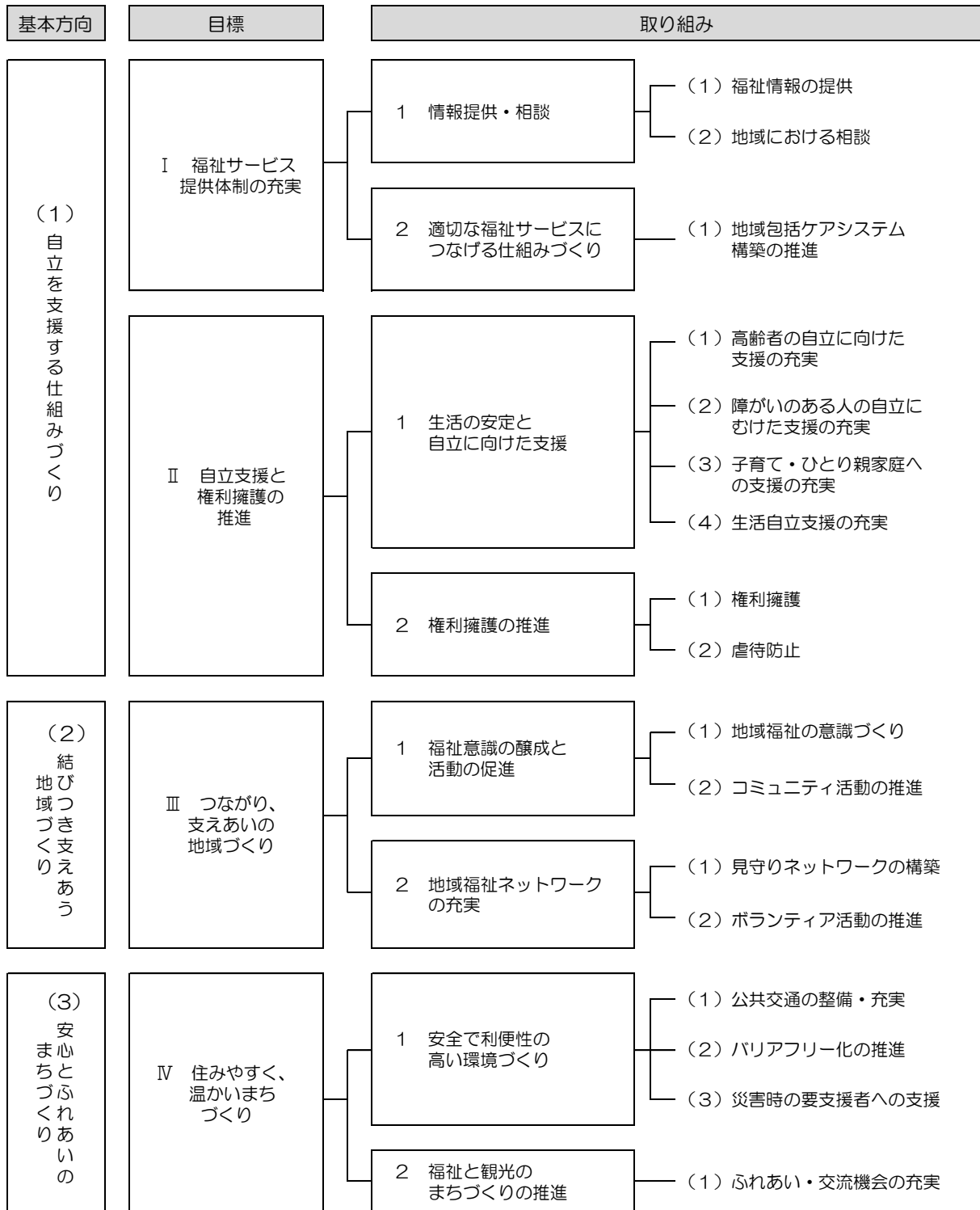
住民への福祉教育や意識啓発活動を図り、福祉関係機関や地域で活動するコミュニティ団体等との協力体制を構築することで、ボランティア活動やコミュニティの活性化につながる支えあいネットワークの強化を目指します。古くからある地域の結びつきを大切にしながら、少子高齢化、核家族化の中で、これからの時代に対応できる支えあいの地域福祉を推進します。

(3) 安心とふれあいのまちづくり

高齢者や障がいのある人をはじめ、地域のだれもが日常生活に不便を感じることなく、また災害時にも安心できる環境整備を図ります。施設の整備や住民のホスピタリティ（おもてなしのこころ）の醸成を図り、世代を超えた地域の交流を促し、顔の見えるつながりが行き届くことで、住む人にとって暮らしやすいふれあいのまちづくりを推進します。

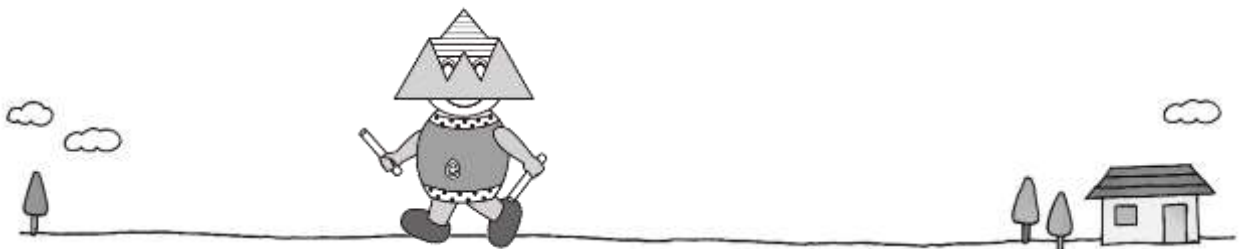


第3節 施策の体系



第4章

基本的施策の展開



第1節 福祉サービス提供体制の充実

1 情報提供・相談

【現状と課題】

- 福祉サービスのニーズが多様化する中で、必要な情報が必要な人に届けられるよう効果的な情報提供が求められています。近年、町では広報紙やホームページ、フェイスブック等のSNS*を活用し、地域の情報発信を行っています。また、社会福祉協議会でも広報紙の発行やイベントの中で地域の情報や福祉サービス等の周知活動を行っています。
- 平成28年度住民意識調査の結果では、前回調査と比べて、主な情報の入手先が「インターネット」との回答が増えている一方で、「町役場の窓口や広報紙・ホームページ」が約7割を超えていることや70歳以上で「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が他の年代に比べて高くなっています。インターネットでの情報発信を充実させることに加えて、従来からの窓口などでの情報提供を拡充することも重要です。
- 各種福祉に関する相談については、窓口を設けて受けているほか、地域では民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び知的障害者相談員などが身近な相談役として活動しています。
- 身近な地域の中で気軽に生活に関する相談ができ、相談内容によっては適切な専門機関等につなげられるような、保健・医療・介護・福祉が連携した総合的な相談支援体制の仕組みづくりが必要です。

■ 福祉サービスの情報入手先 ×年代別 [平成28年度住民意識調査]

	回答者数(人)	町役場の窓口や広報紙・ホームページ	民生委員・児童委員	社会福祉協議会の窓口や広報紙	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	インターネット	特技や趣味を活かした交流活動	ケアマネジャーやホームヘルパー	総合福祉センター	かかりつけ医・病院	友人・知人	その他	特になし	不明・無回答
全体	421	69.4	2.9	14.3	18.3	15.9	3.3	6.4	4.8	8.1	14.0	1.7	7.6	1.7
20～29歳	32	56.3	0.0	3.1	12.5	40.6	0.0	0.0	6.3	3.1	21.9	3.1	21.9	3.1
30～39歳	37	73.0	0.0	8.1	13.5	21.6	0.0	0.0	8.1	2.7	21.6	5.4	10.8	2.7
40～49歳	73	68.5	1.4	11.0	4.1	20.5	0.0	4.1	1.4	2.7	13.7	1.4	12.3	1.4
50～59歳	87	66.7	4.6	13.8	23.0	13.8	2.3	13.8	2.3	10.3	10.3	2.3	5.7	0.0
60～69歳	144	73.6	4.2	16.7	24.3	9.7	6.9	5.6	6.9	10.4	13.9	0.0	3.5	0.7
70歳以上	48	68.8	2.1	25.0	20.8	10.4	4.2	8.3	4.2	12.5	10.4	2.1	4.2	6.3

*SNS (Social Networking Service) :

Web サイトやネットサービスなどで、コミュニケーションの手段や場として提供されるサービス。

【 地域の声 】

住民意識調査 自由回答より

- 提供してもらえる福祉サービスの内容等を、具体的にわかりやすく知らせてもらいたい。
- 年度ごとの報告ではなく、リアルタイムの情報を知りたい。

事業者ヒアリング調査より

- 住民同士がお互いに相談し合える関係性が重要である。
- 支援が必要な人がいるという情報は、近所の方、民生委員・児童委員や職員から声がかかることがあり、ご近所同士が声をかけ合うことが重要である。



【 施策の方向性 】

- 福祉サービスに関する情報ははじめ日常生活の中で必要な情報が、必要とするすべての人にしっかりと行き届く地域を目指します。
- 様々な困難を抱える人が、町の相談窓口や身近な相談機関、地域の人などに気軽に相談できるような環境を目指します。



【 施策の内容 】

(1) 福祉情報の提供

住民の取り組み

- 口コミや回覧板などを活用し、住民同士で情報の共有や交換を行います。
- 地域にある機関や団体に対する情報を自ら収集します。

行政の取り組み

●各種広報媒体を通じた地域福祉情報の発信

- ・ 福祉サービスや地域の情報について広報紙・ホームページやSNS等を通じて、より具体的にきめ細かく提供します。
- ・ 各行政区を通じて回覧板を活用した情報提供を充実します。

●地域福祉情報の広報・周知

- ・ 支援を必要としている人に対して、講演会の実施やパンフレットの作成及び配布を行い、福祉サービス等の周知します。

●情報共有を行う集いの場づくり

- ・ 高齢者サロン等、地域ごとの情報交換の場づくりを支援します。

社会福祉協議会の取り組み

●各種広報媒体を通じた地域福祉情報の発信

- ・ 広報「ふくし・よこぜ」の発行や町の防災無線を活用することで、福祉サービスや地域の情報について周知活動を行います。
- ・ 地域活動に関する情報を収集し、ボランティア通信の発行などを通して、情報を求めている人に適宜情報提供を行います。
- ・ 社会福祉協議会のホームページを作成し、社会福祉協議会の活動内容や福祉サービス等の情報発信を進めます。

●福祉情報の共有を行う場の活用

- ・ 開催するイベントの中で、地域の交流に関する他のイベントや活動等の周知を推進します。
- ・ 地域ごとの情報交換の場として、高齢者サロンを広めます。

(2) 地域における相談

住民の取り組み

- 窓口を積極的に活用し、相談するように心がけます。
- 悩みや困りごとは一人で抱え込まずに、身近な人に相談します。
- 身近な人の困りごとや悩みを察知して相談相手になります。
- 広報紙やSNSなどを利用して、ふだんから各種相談窓口を確認します。

行政の取り組み

- 関係機関と連携した相談支援体制の充実**
 - ・民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が受けた相談を内容に応じて最適な相談機関につなげられるよう、関係機関との連携を強化します。
- 相談窓口の広報・周知**
 - ・町の広報紙やSNSを活用するなど、だれにでもわかりやすく、だれでも手に入れられる形で相談窓口を周知します。
- 相談に関わる人材の育成**
 - ・民生委員・児童委員等を対象とした研修を通して、委員の資質向上を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 相談の窓口や体制の充実**
 - ・心配ごと相談所や結婚相談所の開設など、あらゆる問題に対応する相談窓口を設置し、相談しやすい環境をつくります。
- 相談内容の共有による支援機関との連携**
 - ・地域ケア会議等を通し、他団体との連携による支援を強化し、相談内容の共有を行います。
 - ・制度の狭間の問題や生活困窮等の新たな福祉課題に対する相談等について、専門職を配置し、関係団体等との連携により、相談支援体制を整備することで適宜適切な支援機関につなげます。

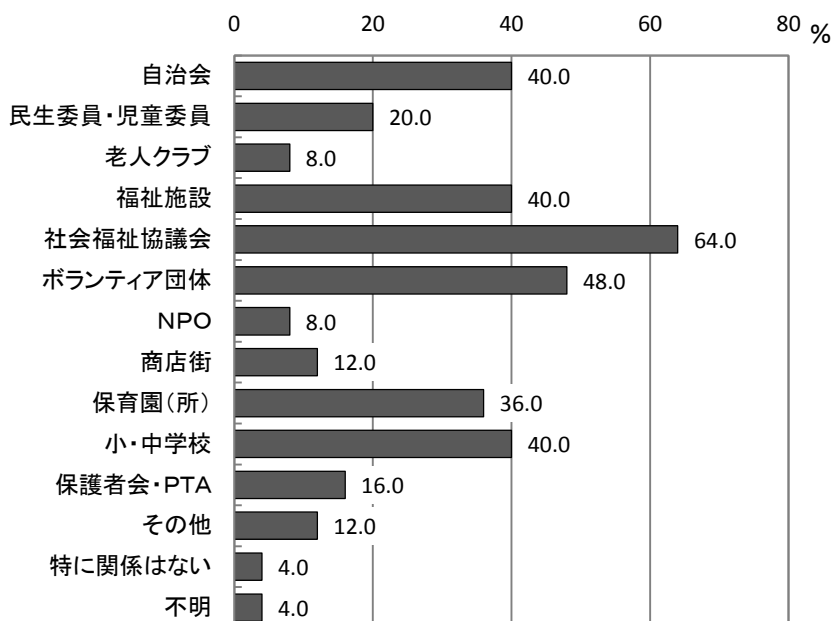
	取り組み内容	現状	目標値
1	自分に必要な「福祉サービス」の情報が「入手できている・十分ではないができています」人の割合	37.0% (平成 28 年度)	46.0%
2	高齢者サロンの開設	4箇所 (平成 28 年度)	7箇所
3	社会福祉協議会 ホームページの開設	未開設 (平成 28 年度)	開設

2 適切な福祉サービスにつなげる仕組みづくり

【現状と課題】

- 地域における問題が複雑化、複合化していることにより、従来のサービスでは福祉ニーズに応えることができなくなっていることから、各種問題にも横断して対応できる支援体制の構築が求められています。
- 町では、児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉や健康増進に関する個別計画に基づき、各種保健福祉サービスの提供を行っていますが、保健・医療・介護・福祉のネットワーク化により、必要なサービスが受けられる体制づくりを推進していくことが重要です。
- 団体ヒアリング調査の結果では、社会福祉協議会と連携している団体が6割を超え、ボランティア団体との連携も5割近いなど、様々な団体が地域のイベントへの支援や福祉分野への支援など、協力して活動を行っています。
- 生活の中では、個人のカ（自助）や、地域の支えあいのカ（共助）だけでは対応しきれない問題も多くあり、介護保険の要介護等認定者数やひとり暮らしの高齢者等も増えていることから、支援を必要とする人たちの数は今後さらに増加していくことが予想されます。
- 町直営の地域包括支援センターを設置し、高齢者福祉サービスの基盤整備が進んでいますが、行政と地域住民が協力して取り組むべき課題も増えており、関係機関や地域と連携した地域包括ケア体制の充実が求められています。

■ 交流・連携・協力のある団体 [平成28年度事業者・団体ヒアリング調査]
(複数回答)n=25



【 地域の声 】

住民意識調査 自由回答より

- 地域包括支援センターや社会福祉協議会は何をしてくれるのか分からないのもっとPRしてほしい。
- 「こんな時は地域包括支援センターに相談する」など、相談内容による相談先がわかるとよい。

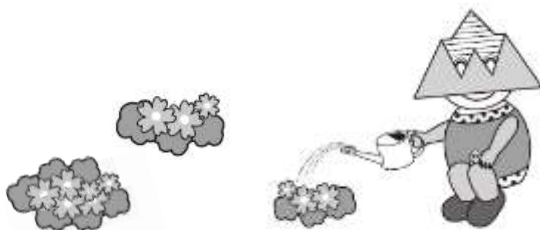
団体ヒアリング調査より

- 既存の公的サービスでは制約などによりうまく対応できず、困ることがある。
- 家庭の問題が複雑で、立ち入れない部分がある。



【 施策の方向 】

- 必要な時に必要な福祉サービスを受けられる地域を目指します。
- 区長や班長など、地域の自治組織等をはじめ、地域住民の協力による地域包括ケア体制について検討します。
- 従来の相談及び支援体制ではなく、児童・障がい・高齢者の相談窓口を一本化することで支援をワンストップ化します。



【施策の内容】

(1) 地域包括ケアシステム構築の推進

住民の取り組み

- 福祉サービスについて正しい理解を深め、必要に応じて利用します。

行政の取り組み

●支援が必要な人へのサービス提供

- ・高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者など福祉サービスを必要としている人の相談から、きめ細やかに生活状態を把握した上で必要なサービスにつなげます。
- ・支援内容に応じて、対応できる専門機関につなげ、適切なサービスを提供します。

●各種団体との連携体制の構築

- ・保健・医療・介護・福祉のネットワーク化により、必要なサービスが受けられる体制づくりを行います。
- ・隣近所、地域自治組織、民生委員・児童委員等との連絡・連携を密にし、高齢者の見守りネットワーク推進事業等を行いながら、連携体制を強化します。

●サービス提供体制の充実

- ・高齢者の地域包括ケアシステム等との連携を図りながら、地域住民等の協力による「見守り」や「気づき」、その他インフォーマルなサービス提供ができるような体制について検討します。
- ・総合相談窓口として地域包括支援センターを中心に多職種連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

社会福祉協議会の取り組み

●支援が必要な人へのサービス提供

- ・随時住民からの相談を受け付けし、適切なサービスや関係機関につなげます。
- ・地域福祉活動を行う各種団体による連携強化に向けて、隣近所、地域自治組織、民生委員・児童委員等との連携を密に行い、それらをつなぐ仕組みを構築します。

●サービス提供体制の充実

- ・地域包括ケアシステム等と連携を図り、保健・医療・介護・福祉等、住民が必要なサービスを受けられる体制を充実します。

	取り組み内容	現状	目標値
1	社会福祉協議会の認知度「活動内容を知っている」人の割合	24.1% (平成 28 年度)	50%

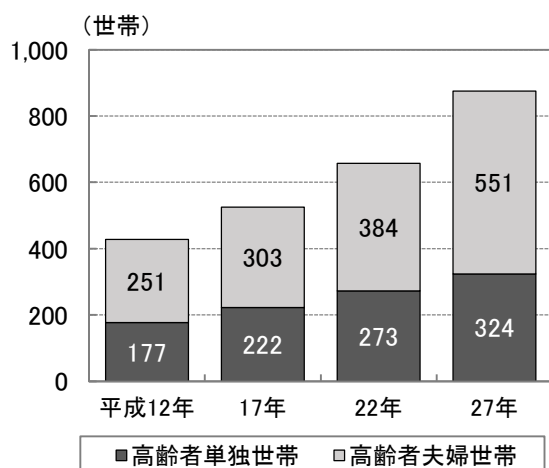
第2節 自立支援と権利擁護の推進

1 生活の安定と自立に向けた支援

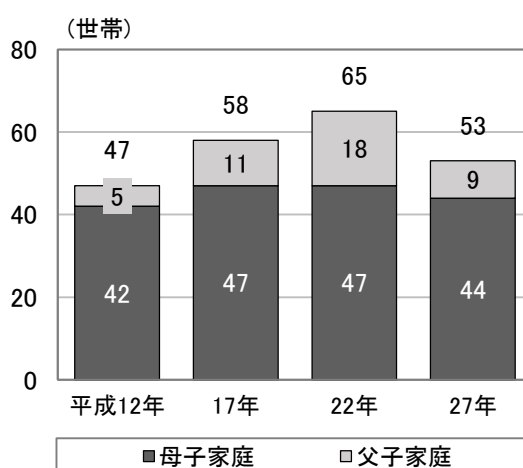
【現状と課題】

- 平成 27 年に町の高齢化率は 30%を越え、さらなる高齢化の進行が予想されることから、保健・医療・介護・福祉サービスの充実や生きがいづくりとともに、相互の助けあいとふれあいの中で、社会全体で高齢者を支えることが大切です。
- 障害福祉サービスについては、平成 25 年4月に障害者自立支援法が新たに障害者総合支援法となり、施行されました。新たな制度への対応とともに、障がいのある人を地域で支え、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。
- 子育て支援に関しては、町内に1か所の町立保育所と、地域子育て支援センターを基点に保育サービスの充実と、育児相談等の子育て支援に努めていますが、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応を図っていく必要があります。
- 町のひとり親家庭は、平成 12 年から平成 27 年にかけて 50~60 世帯前後で推移しています。その多くは子育て中であることから、親子が地域で安心して生活することができるよう、生活の安定を促進することが必要です。

■ 高齢者のみ世帯の推移



■ ひとり親家庭の推移



[資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）]

【 地域の声 】

住民意識調査 自由回答より

- ・ 私達が老後、この町で安心して暮らせるのか不安を感じる。現在の高齢者への福祉サービスを充実させるだけでなく、若者が横瀬に住みながら、進学・就職できる環境を整えるなど、すべての人にとって住みよい環境づくりが必要である。

地区懇談会より

- ・ 誰もが主役になれる場が必要
- ・ 個人の意識（おせっかいになることを怖がらない）
- ・ おせっかいを愛として受け止める



【 施策の方向 】

- 介護予防、介護保険サービスの充実とともに、高齢者が地域社会に参加し、生きがいをもって暮らすことができるような環境を整備します。
- 障害福祉サービスの充実により、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。
- 多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、地域における子育て支援の充実に努めます。
- ひとり親家庭や低所得者の生活安定と自立支援に努めます。



【 施策の内容 】

(1) 高齢者の自立に向けた支援の充実

住民の取り組み

- 健やかな生活ができるよう健康維持、増進に努めます。
- 高齢者の困りごとの手助けをします。
- 困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげます。

行政の取り組み

- **高齢者の生きがいくりによる介護予防の推進**
 - ・ 一般介護予防事業（お達者教室、はつらつ体操教室等）を実施し、生きがいくりを充実します。
- **地域における自立と社会参加への支援**
 - ・ 生活支援コーディネーターが中心となり、住み慣れた地域での生活を支援するために介護予防や介護保険サービスなどを提供します。
 - ・ 総合福祉センターの利用を促進し、ひとり暮らし高齢者配食サービス事業等の推進を図り、健康面を支援します。
 - ・ ライフスタイルに合わせた軽易な就業の提供による社会参加を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

社会福祉協議会の取り組み

- **高齢者の生きがい活動の充実**
 - ・ 高齢者に対する介護予防や生きがいくりを充実します。
 - ・ ひとり暮らし高齢者を対象とした研修旅行や趣味・いきがい活動を推進します。
- **地域で日常生活を過ごすための支援**
 - ・ 総合福祉センターを活用した高齢者向けのイベントを実施します。
- **各種関係団体との連携・調整**
 - ・ 活動を行う福祉関係団体等との連絡調整を行います。

取り組み内容		現状	目標値
1	総合福祉センターの利用者数	21,776 人 (平成 27 年度)	24,000 人
2	シルバー人材センター登録者数	131 名 (平成 27 年度)	145 名

(2) 障がいのある人の自立にむけた支援の充実

住民の取り組み

- 障がいのある人の困りごとの手助けをします。
- 福祉教育を通じて、障がいについての理解を深めます。
- 体験教室など障がいに触れる機会に参加し、支援の方法を学びます。
- 困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげます。

行政の取り組み

- 日常生活を支える支援体制とサービスの充実
 - ・障害者相談員の設置や手話通訳者の派遣など、日常生活での困りごとに対する支援体制を充実します。
- 社会参加促進のための体制の拡充
 - ・創作活動や生産活動の機会の提供を通して社会参加を推進します。
 - ・屋外での移動や外出のための支援を行います。
- 障がい福祉に関する人材の育成
 - ・障がい福祉に関する学びの場や手話技術の習得など、障がい福祉に関する人材を養成します。

社会福祉協議会の取り組み

- 日常生活を支える支援体制とサービスの充実
 - ・身体障害者福祉会の運営支援や障がい者スポーツ大会への参加など、社会参加の促進を図ります。
 - ・秩父定住自立圏で進める、あいサポート運動に協力し、障がいについて理解を深めます。
- 相談内容や障がい種別による支援方法の検討
 - ・複合的になる福祉問題に対して、分野に関わらずに相談を受けることで、支援方法を検討します。

(3) 子育て・ひとり親家庭への支援の充実

住民の取り組み

- 子育て中の家庭は地域で見守り、困っていたら手助けします。
- イベントや行事に積極的に参加し、仲間づくりに努めます。
- 困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげます。

行政の取り組み

●子育てしやすい環境の整備

- ・悩みや困りごとを一人で抱え込まないように、子育て中の親子とその他の世代の交流や地域全体で子育てを応援する意識の醸成を図る事業を行います。
- ・関係機関と連携しながら多様な保育ニーズに対応した保育を拡充します。

●子育てに関する拠点施設による支援の強化

- ・子育て世代包括支援センター※を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を実施します。
- ・地域子育て支援センターなどで行う地域子育て支援事業を充実させ、相談業務の強化に努めます。

●ひとり親家庭に対する支援やサービスの周知による自立促進

- ・保育事業の充実などによる就労支援を行い、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行います。
- ・ひとり親家庭等医療費支給制度、児童扶養手当制度などの周知徹底を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

●ひとり親家庭に対する手当の支給

- ・ひとり親家庭に対する入学祝金事業の周知徹底に努めます。



※子育て世代包括支援センター：保健師や助産師、ソーシャルワーカー等の専門職員を配置し、幅広い相談ができる機関のこと。
妊娠から出産、子育てまで、一貫して同じ場所で相談でき、切れ目なく継続した支援を行う。

(4) 生活自立支援の充実

住民の取り組み

- 就労や住居などの問題で困っている人には、窓口などを紹介します。
- 困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげます。

行政の取り組み

●関係機関との連携による支援強化

- ・生活困窮者の生活が安定し、安心して暮らせるよう、関係機関と連携を図り、自立への支援に努めます。
- ・必要な支援内容に応じて、関係諸団体につなげます。
- ・子どもに生活困窮による悪影響が及ばないように、学習支援や就労支援による支援を行います。

●生活困窮者を対象とした経済的支援

- ・小中学校の児童生徒がいる家庭や低所得者に対して、学用品や通学などに必要な費用の援助を行います。
- ・生活が困難な子どもやその家庭に対して手当を支給します。

●情報収集による支援が必要な人の早期発見

- ・支援が必要な人を早期に発見できるよう、住民や関係機関からの情報収集を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

●生活困窮者自立支援事業への協力

- ・生活困窮者自立支援事業に協力し、相談や支援を行います。

●福祉資金等の貸付

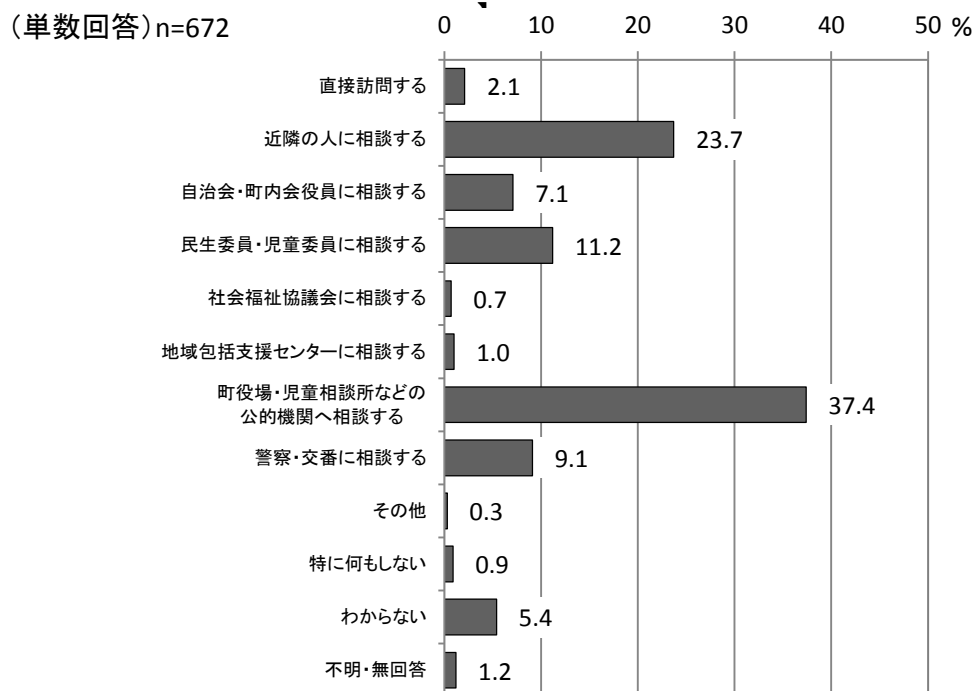
- ・最低限の生活が送れるよう、生活困窮者に対して、生活資金の貸し付けを行います。
- ・彩の国あんしんセーフティネットと連携して、現物支給等を行います。
- ・埼玉県社会福祉協議会が扱う生活福祉資金貸付事業等への協力による、学費や生活資金等の貸し付けを行います。

2 権利擁護の推進

【現状と課題】

- 児童虐待防止法、高齢者虐待防止法に続き、障がい者への虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律として、障害者虐待防止法が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。平成 28 年 4 月には、障害者差別解消法が施行され、障がいのある人に対して不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮*が義務付けられました。
- また、権利擁護と密接な関係がある制度として、成年後見制度（法定後見、任意後見）、日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）があります。
- 町では、成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）のほか、権利擁護についての相談を行うなど、判断能力が不十分な方の権利を擁護するための取り組みを行っていますが、これらのサービスについては、さらなる周知と利用促進を図る必要があります。
- 平成 28 年度住民意識調査の回答では、周辺での孤独死や虐待等への対応について、「町役場・児童相談所などの公的機関へ相談する」との回答が最も高く、虐待や家庭内での暴力（DV）の問題については、いち早く発見、通報できるよう地域との連携を密にするとともに、通報があった場合は迅速に対応できる体制整備が必要です。

■ 周辺での孤独死・虐待等への対応 [平成 28 年度住民意識調査]



※合理的配慮：障がいのある人から助けを求める意思の表明を受けた際に、負担になりすぎない範囲で、社会生活の中で障壁になる得ものを取り除くために必要な配慮。

【 地域の声 】

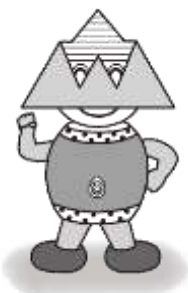
事業者ヒアリング調査より

- 成年後見制度を実際に利用している人は少ない印象で、使い方やその内容も知らない人もいる。制度の内容や使い方等をもっと周知していく必要がある。
- 今後、成年後見制度がもっと必要とされることが考えられる。



【 施策の方向性 】

- 判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。
- ひとり暮らし高齢者の孤独死や、児童、高齢者及び障がい者への虐待、暴力（DV）などを発生させない地域を目指します。
- 保健・医療・介護・福祉関係機関との連携のもと、問題の早期発見に努め、虐待等が発見されたときのサポート体制の充実を図ります。



【 施策の内容 】

(1) 権利擁護

住民の取り組み

- お互いの考えを尊重し、支えあい、助けあいます。
- 認知症、若年性認知症、高次脳機能障がいなどについての理解を深めます。
- 権利を守るための制度を理解し、必要に応じて利用します。

行政の取り組み

- 制度の周知と利用促進**
 - ・判断能力が落ちている人も適切にサービスが利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進を行います。
- 各種サービスの利用促進**
 - ・健康福祉サービスや生活支援サービスの利用にあたって、判断能力が不十分な人の立場に立った相談体制の充実を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 日常生活自立支援事業の推進**
 - ・日常生活自立支援事業推進のための研修及び会議を実施します。
 - ・福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を援助する日常生活自立支援事業を推進します。
- 成年後見制度の周知活動による普及**
 - ・成年後見制度等の適切なサービスを理解した上で利用できるよう、周知活動を行います。

取り組み内容		現状	目標値
1	成年後見センターの設置	未設置 (平成 28 年度)	設置

(2) 虐待防止

住民の取り組み

- 地域内での虐待や暴力（DV）などが起こらないよう、ご近所への声かけや見守りを行います。
- 身近に虐待を受けている人を見つけた場合は、相談機関に助けを求めます。

行政の取り組み

●町全体での見守り体制の強化

- ・地域で声かけや見守りが行われるよう、地域へ呼びかけを行います。
- ・地域、学校、福祉事業所等で異変を感じた場合、すぐに連絡・相談できる窓口、サポート体制の充実を図ります。

●地域ケア会議等を通じた支援対応の検討

- ・地域ケア会議等を通じて、介護事業所などから個別事例についての処遇の検討や意見交換を行います。
- ・高齢者虐待については、地域のつながりの中で高齢者の変化に気づく仕組みづくりを推進するとともに、地域ケア会議等の中で協議します。

●虐待の未然防止・早期発見による対応強化

- ・障がい者虐待については、障がい者虐待防止センターの専用電話の設置や関係者との連携を強化し、虐待防止に向けた理解・啓発を推進するとともに、虐待の未然防止と早期発見に努めます。
- ・高齢者虐待については、高齢者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止と早期発見に努めます。
- ・児童虐待の疑いだけでなく、不適切なしつけをしている家庭などへの早期対応を行います。

社会福祉協議会の取り組み

●虐待の早期発見・解決

- ・事業実施の中で、チェックシート等の活用により、虐待の早期発見に努めます。
- ・地域ケア会議の中で、解決方法を協議します。

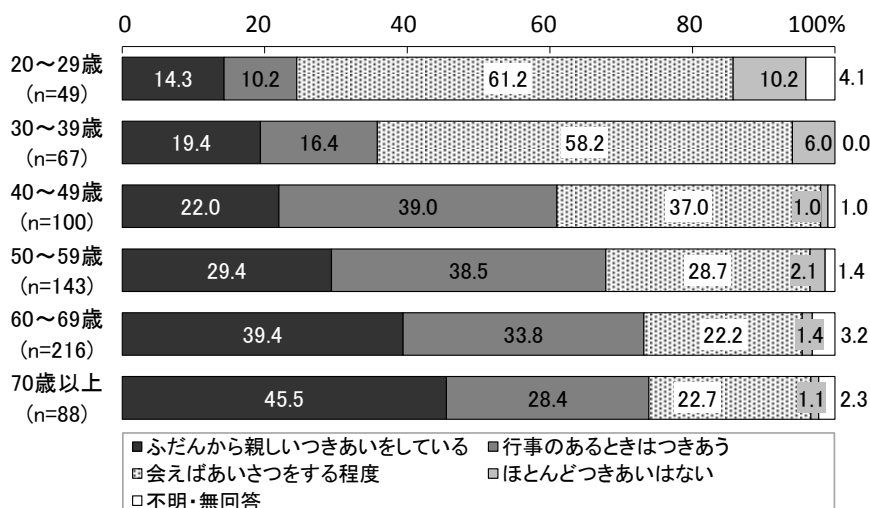
第3節 つながり、支えあいの地域づくり

1 福祉意識の醸成と活動の促進

【現状と課題】

- 町には昔ながらの人と人、人と地域、地域と地域のつながりが比較的残っており、近所づきあいや班・行政区・地区、各種コミュニティ団体、ボランティア団体、NPOなどによるコミュニティが形成されており、多彩な地域活動が行われています。
- 近年、本町でも都市化の進行や少子高齢化、核家族化が進み、隣近所とのつきあいが減り、地域に対する親近感が薄れ、支えあいの機能が低下していることが課題となっています。平成28年度住民意識調査によると、年齢が低くなるにつれ、親しいつきあいをしている割合が低くなっています。
- 今後も、これまでの地域の結びつきを大切にしていくとともに、福祉について、年代に関わりなく関心を高めていくことや、地域の行事に参加を促すことで、住民の一体感を深め、自然な支えあいの心を育てていくことが重要です。
- 地域住民に対してコミュニティ活動への十分な情報と活動場所を提供するとともに、コミュニティ団体の運営や自主的かつ自立的な活動を支援していく必要があります。さらに、民生委員・児童委員等を中心として、各団体が連携することで地域での見守りを推進していくことが必要です。
- また、障がいのある人などが身近な存在ではないため、正しい理解がされていない現状であることから、教育や学習の中で、福祉に関して学び・触れることで、困っている人の手助けができる助けあい・支えあいの理念をもつ住民の育成が重要です。

■ 年齢別の近所つきあいの程度 [平成28年度住民意識調査]



【 地域の声 】

事業者ヒアリング調査より

- 実際に、町で困っている人を見かけたとき等に手を貸せる子どもは少ない。
- 教育課程に障がいのある人や高齢者などへの理解や学習を組み込み・経験することで身近な存在になっていくことが重要。

地区懇談会より

- 障がいのある人とどのように接してよいかわからない。
- 地域活動は「かっこいい」と子どもに伝える。



【 施策の方向性 】

- 地域の結びつきを大切にし、支えあうという福祉意識の醸成を図ります。
- コミュニティ団体への情報提供や、団体のネットワーク化を図る中で、団体同士の交流と活動の活性化を図ります。
- 地域の中で、だれもが気軽に集まれる機会があり、交流が行われる地域を目指します。



【 施策の内容 】

(1) 地域福祉の意識づくり

住民の取り組み

- 地域活動への参加が進むよう、お互いに声をかけ合います。
- 小中学生のうちから、地域福祉に関する理解を深めます。

行政の取り組み

●幼いうちからの福祉教育による支えあい意識の醸成

- ・障がいの有無、性別、年齢などを問わず、地域や学校、幼稚園・保育所での福祉教育の中で、ノーマライゼーションについて浸透を図ります。
- ・学校や幼稚園・保育所での福祉教育の中で、お互いを思いやる心を育てます。
- ・地域の中でふれあい、支えあう意識を根付かせます。

●各種広報媒体を通じた周知による意識啓発

- ・広報紙やホームページなどの各種広報媒体等を通じ、地域で支えあう意識啓発を行います。
- ・地域で活躍する団体等の周知を行います。

社会福祉協議会の取り組み

●小学校などへの協力による福祉教育事業の推進

- ・福祉協力校の指定や小学校への福祉図書の出し納しなど、福祉教育事業を推進します。
- ・幼いうちから福祉教育を受けられることができる教育環境を整えます。

●ボランティア活動への参加による地域福祉に関する意識の醸成

- ・ボランティア体験プログラムの実施やボランティアカードを発行するなど、活動に参加しやすい環境を構築することで、福祉意識の醸成を推進します。

●ボランティア活動の発信による意識啓発

- ・ボランティア通信の発行や広報紙等でボランティアの活動状況を掲載することで、地域で支えあう意識啓発を行います。
- ・福祉功労者等に対する表彰と広報紙への掲載を行います。

取り組み内容		現状	目標値
1	ボランティア体験学習事業 参加者数	206 人 (平成 27 年度)	210 人

(2) コミュニティ活動の促進

住民の取り組み

- 地域のコミュニティ活動に積極的に参加します。
- 世代に関わらず、町の将来を話し合い、自分のできることを探します。

行政の取り組み

- 各種方法を通じた活動団体同士の交流の活性化
 - ・町内に組織されているコミュニティ団体を詳細に把握し、SNSなどを活用してネットワーク化を図り、活動と団体相互の交流を活性化させます。
- コミュニティ活動への参加促進
 - ・転入者などの未活動者に対し、コミュニティ活動への参加促進を図ります。
- コミュニティ活動を行う団体への支援拡充
 - ・コミュニティ活動を行う団体に対して、自発的、主体的な地域づくりを支援し、地域のパワーアップを促進します。
- 町内施設の運営管理による活動環境の整備
 - ・コミュニティ活動の活性化に向けて、町民会館や社会体育施設をはじめとする拠点施設の適切な管理運営を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 町内施設の運営管理による活動環境の整備
 - ・横瀬町総合福祉センターの適切な管理運営を通じて、高齢者の日常的な憩いの場づくりを行います。
- 活動団体への強化支援
 - ・地域で活動している各種団体に対して、助成金を支給し、事業の充実を図ります。

取り組み内容		現状	目標値
1	横瀬町地域パワーアップ助成金 利用団体数	2団体 (平成 27 年度)	5団体

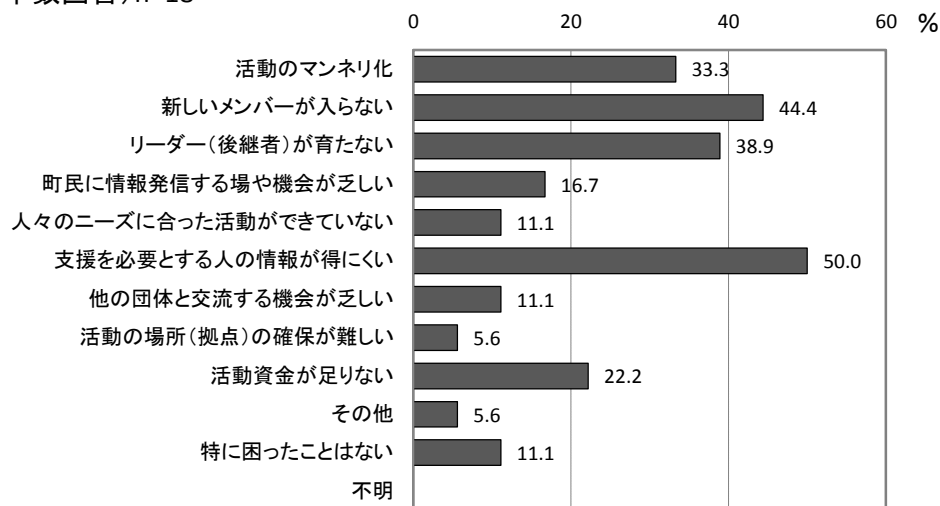
2 地域福祉ネットワークの充実

【現状と課題】

- 支えあい、安心できる地域社会を実現していくためには、地域住民の福祉活動への積極的な参加や、地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなどが重要です。
- 平成 28 年度住民意識調査の結果では、地域活動やボランティア活動について、「現在活動している」または「現在活動していないが、過去に活動したことがある」という回答が半数近くあり、今後のボランティア活動への意識も高くなっています。
- 地域活動やボランティア活動を行う団体では活動の担い手不足やメンバーの固定化による活動の縮小や高齢化が懸念されています。
- 町では社会福祉協議会がボランティアセンターを運営していますが、今後はさらに、活動したいと考えている人をボランティアなどの各種団体活動へつなげていくコーディネートを推進していく必要があります。
- 町の高齢化率は増加傾向にあるため、今後は、元気な高齢者が地域の担い手としてこれまでの技術、経験を生かし地域で活躍することが期待されています。

■ 団体の活動を行う上で困っていること [平成 28 年度事業者・団体ヒアリング調査]

(単数回答)n=18



【 地域の声 】

住民意識調査 自由回答より

- ・近所に障がいのある高齢者が住んでいるが、支援のきっかけや自信がなく、声をかけられない。

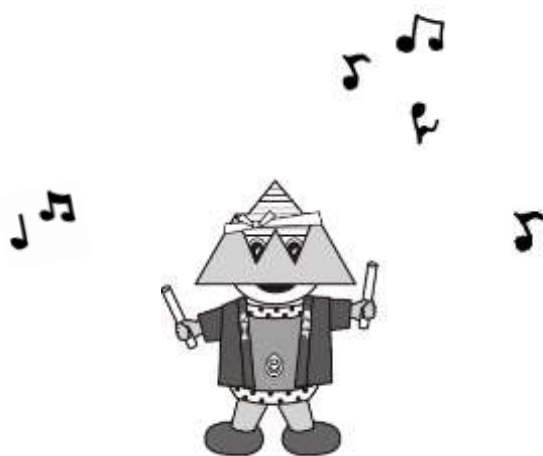
地区懇談会より

- ・高齢者が気軽に集まれる場所が欲しい。
- ・サロンのある地区とない地区があるので、すべての地区でサロン活動を行ってほしい。
- ・子どもたちが元気よくあいさつをしてくれる。



【 施策の方向 】

- 子どもの登下校の見守りや、高齢者のみ世帯の見守り活動ができ、顔の見えるつながりが行き届く地域を目指します。
- 住民が主体となって進める地域活動やボランティア活動が、地域の中で活発に展開されるよう活動への支援や各種団体間のコーディネートを充実します。



【 施策の内容 】

(1) 見守りネットワークの構築

住民の取り組み

- 日頃から、地域の住民との交流を大切にします。
- 子どもや高齢者、障がいのある人などは地域で見守り、自分ができる手助けを行います。

行政の取り組み

- 住民による見守り活動の促進**
 - ・学校応援団による登下校の見守りや授業支援を推進します。
 - ・地域での声かけ訪問の実施など、高齢者の見守りネットワーク事業を推進します。
- 関係機関との連携による見守り体制の強化**
 - ・困りごとの手助けを行うブコーさん支え愛事業等の推進を図ります。
 - ・地域や関係機関と連携し、見守りネットワークの構築など、見守り体制を強化します。
- 見守りによる地域生活の支援**
 - ・見守りにより、支援の必要な人を早期に発見します。
 - ・地域の防犯体制を強化し、悪質商法などによる被害も抑制されるよう働きかけます。

社会福祉協議会の取り組み

- 住民による見守り活動の促進**
 - ・事業の実施の中で、対象者の見守りに努めます。
 - ・食事サービスや誕生日訪問などの老人福祉事業を推進します。
- 各種イベント等を通じたネットワークの構築**
 - ・各種フォーラムへの参加など、地域や関係機関との見守りネットワークを構築します。



(2) ボランティア活動の促進

住民の取り組み

- 興味・関心を持ち、ボランティアに参加します。
- ボランティアや地域活動を行う団体が参加するイベントなどに積極的に参加し、活動への理解を深めます。

行政の取り組み

- ボランティア活動を行う人材の育成**
 - ・広く住民を対象に福祉活動への参加を呼びかけ、ボランティアや福祉活動を行う団体の育成及び地域活動拠点づくりを支援します。
 - ・地域づくりを担う人材の育成に関する学習機会やイベントを実施し、活動への理解を推進することで、活動自体への参加を促進します。
- 町内での取り組みのコーディネート**
 - ・活動団体同士の連携を深めます。
 - ・町内で行われている地域活動やボランティア活動の情報を把握・整理し、参加しやすいようコーディネートします。

社会福祉協議会の取り組み

- ボランティア活動を行う人材の育成**
 - ・広く住民を対象に福祉活動への参加を呼びかけます。
 - ・福祉講演会などを通じてボランティア活動への参加を推進します。
 - ・ボランティアや福祉活動を行う団体の育成を支援します。
- 活動場所の提供**
 - ・ボランティアセンターを運営し、ボランティアや福祉活動を行う団体を支援します。
 - ・委員会や交流会を開催し、活動団体同士のつながりを広げることで活動機会の創出を図ります。

取り組み内容		現状	目標値
1	ボランティア活動をしている人の割合	25.0% (平成 28 年度)	30.0%
2	高齢者等見守り委託事業 チェックシート報告件数	1,753 件 (平成 27 年度)	2,000 件
3	ブコーさん支え愛事業 利用会員数	12 名 (平成 28 年度)	20 名
4	ブコーさん支え愛事業 ボランティアスタッフ数	9 名 (平成 28 年度)	20 名

第4節 住みやすく、温かいまちづくり

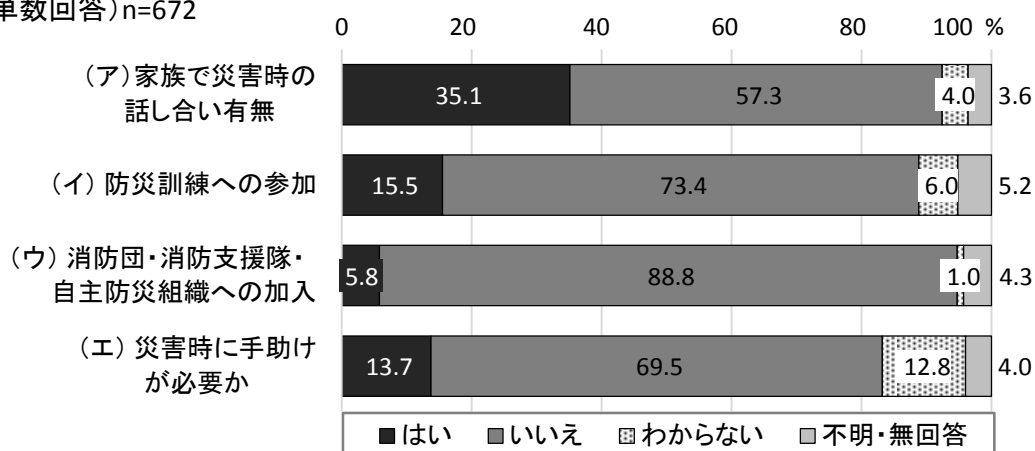
1 安全で利便性の高い環境づくり

【現状と課題】

- 子どもや妊産婦、高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての人が外出先での移動がスムーズに行えるよう、公共施設等のバリアフリー化が求められています。
- 近郊地域への移動は、自家用車が多く、公共交通への依存度は低下傾向にあります。今後は、高齢者の増加などともなう住民のニーズ等を的確に把握しながら、快適で利便性の高い公共交通の整備・充実が必要です。
- 地震や風水害などの災害の発生時には、公的機関が地域の被災状況をすぐには把握できず、迅速な対応ができないことも見込まれるため、隣近所や地域の人たちの助けが大きな力となります。
- 平成28年度住民意識調査の結果では、町の課題として「緊急時の対応体制がわからない」という回答が最も高いことから、自主防災組織の充実を図るなど、地域住民と協力し、災害時にも対応できる協力体制を整備していく必要があります。
- 災害時の対応については、災害時の話し合いや防災訓練への参加等の備えが十分ではない状況です。
- 町では、全世帯に防災行政無線の戸別受信機を配付し、災害時における避難勧告体制を整備していますが、避難行動要支援者避難支援プランをもとに、個人情報保護に配慮しながら、要支援者の安全確保と対応方法について定めていく必要があります。

■ 災害時の対応について備え状況 [平成28年度住民意識調査]

(単数回答)n=672



【 地域の声 】

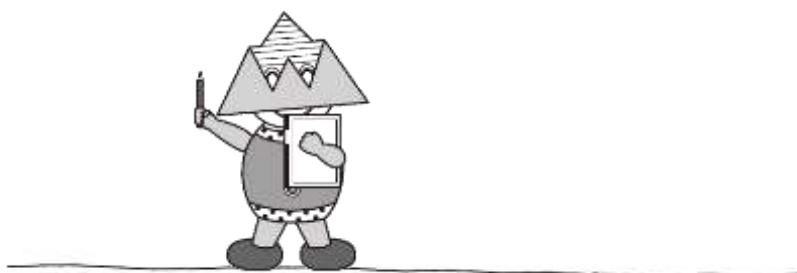
地区懇談会より

- ・災害時の避難場所がわからず、心配である。
- ・災害時の防災システムがしっかりしている。



【 施策の方向性 】

- 住民の日常生活上必要な交通の利便性を確保するため、快適で利便性の高いバス運行等の整備・充実に努めます。
- 高齢者や障がいのある人、また、町外から訪れる様々な人が不便を感じることなく施設等を利用できるようバリアフリー化の推進を図ります。
- 地震や風水害などの災害が起こった時に、一人では避難が困難な避難行動要支援者の避難支援の体制をつくり、安心して避難できる地域を目指します。



【 施策の内容 】

(1) 公共交通の整備・充実

住民の取り組み

- コミュニティバスや福祉有償運送など、生活に合った移動手段を利用します。

行政の取り組み

●住民のニーズに合わせた交通手段の確保

- ・バス運行については、高齢化の進行を踏まえ、交通弱者をはじめとする住民の日常生活に必要な交通手段の確保に努めます。
- ・住民のニーズ等に配慮しながら、快適で利便性の高いバス運行等の整備・充実に努めます。

(2) バリアフリー化の推進

住民の取り組み

- 改修やバリアフリー化が進められた場所は、大切に使います。
- バリアフリー化が必要な場所について、町へ報告します。

行政の取り組み

●だれもが使いやすい施設の整備

- ・道路や施設などの公共施設を必要に応じて改修するとともに、バリアフリー化を積極的に進めます。
- 支援や手当に関する取り組みの周知・広報
 - ・住宅の改修など、住宅リフォーム補助事業を周知します。



(3) 災害時の要支援者への支援

住民の取り組み

- いざという時のために、災害時の対応を家族で話し合います。
- 地域のことは自ら情報を集め、災害時に備えます。
- 町などの防災訓練などに、積極的に参加します。
- 支援が必要な場合は、避難行動要支援者名簿に登録します。

行政の取り組み

●要支援者の把握の推進

- ・避難支援プランをもとに、個別計画を毎年度見直すなど、支援が必要な人の把握に努めます。
- ・住民がいち早く災害情報を得られるよう、ちちび安全安心メールの登録者増加を図り、情報を発信します。
- ・各区自主防災組織の活動の活性化を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

●各種方法を通じた災害時の備えの拡充

- ・災害ボランティアの養成や災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を開催します。
- ・避難行動要支援者名簿による情報の収集と共有により、災害時に備えます。

	取り組み内容	現状	目標値
1	家族で災害時の話し合いをしている人の割合	35.1% (平成 28 年度)	50%
2	災害ボランティアの養成・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を定期的に実施します。	実施 (平成 28 年度)	5年に1回実施

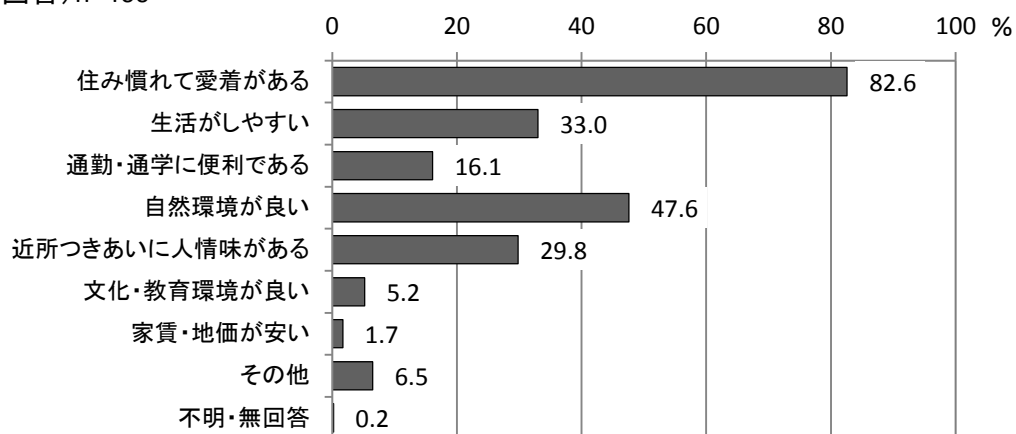
2 福祉と観光のまちづくりの推進

【現状と課題】

- 町では、近年、様々な地域資源を活かした観光振興に力を入れており、観光農園には様々な種類の果樹が栽培されている他にも、数多くの史跡、寺院、札所などの文化的観光資源も豊富で、年間を通じて多くの観光客に親しまれています。
- 平成 28 年度住民意識調査の結果では、横瀬町に住み続けたい理由として「住み慣れて愛着がある」に次いで、「自然環境が良い」と回答している割合が高く、住民においても横瀬町の自然環境に魅力を感じています。
- 現在、「あしがくぼの氷柱」をはじめ、「観光案内ボランティア」など、観光客を受け入れる側の「人」も観光の重要な役割を担っていることから、担い手の育成に努める必要があります。
- 今後も「オープンガーデンよこぜ」や「寺坂棚田学校」の取り組みなど“本町ならではの”という特色のある観光・交流を積極的に支援し、観光に携わる人だけではなく、住民全員のホスピタリティの醸成を図るとともに、福祉と観光が一体となったまちづくりを推進していく必要があります。
- 横瀬町で行われるスポーツや文化イベントを通し、これまで以上に住民の交流機会を充実していくことが重要です。

■ 横瀬町に住み続けたい理由 [平成 28 年度住民意識調査]

(複数回答)n=460



【 地域の声 】

地区懇談会より

- 横瀬町の売り出し方（オープンガーデン・花で売り出すなど）を考える。
- 観光ボランティアを育成する。
- 果物がおいしい。
- 自然が豊か。
- 観光農園が多い。



【 施策の方向性 】

- 横瀬町の資源を活かし、住民が主役となり、活躍する機会を提供し充実させます。
- 住民のホスピタリティの醸成を図り、福祉と観光が一体となったまちづくりを推進します。
- 各種交流活動やスポーツイベントなどを開催し、多くの世代が交流する機会の充実を図ります。



【 施策の内容 】

(1) ふれあい・交流機会の充実

住民の取り組み

- 自らが参加するだけでなく、近所の人に声をかけます。
- 参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 地域でのつながりを深めるため、行事やイベントなどに積極的に参加します。

行政の取り組み

- 地域交流を通じた生きがいづくり支援の強化**
 - ・スポーツイベントの開催、多世代スポーツ教室の開催やヨコゼ音楽祭や町民文化祭の開催など、多くの世代が楽しみ、交流する機会の充実を図ります。
- 地域における行事やイベント等への参加促進**
 - ・町の資源を生かしたPRによる意識啓発を図り、住民の町への愛着心を育てます。
 - ・住民のホスピタリティを醸成することにより、「オープンガーデンよこぜ」、「寺坂棚田学校」、「あしがくぼの氷柱」をはじめとする活動において、観光客と住民の交流を促進します。
 - ・障がいのある人や高齢者など、だれもが参加できるよう、町のボランティア団体と協力しながらイベント等の運営を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 各種イベントなどへの参加による地域交流機会の充実**
 - ・スポーツイベントへの参加や世代間交流事業の開催等、多くの世代が楽しみ、交流する機会の充実を図ります。
 - ・だれもが参加しやすいイベントの運営を支援します。

取り組み内容		現状	目標値
1	老人クラブ 会員数	329 人 (平成 27 年度)	360 人

第5章

計画の推進



第1節 計画の推進体制

1 各主体の役割の明確化

地域福祉を進めていく上で、地域の課題に柔軟に対応していくためには様々な活動団体同士が相互に調整・協働していくことが必要となっています。

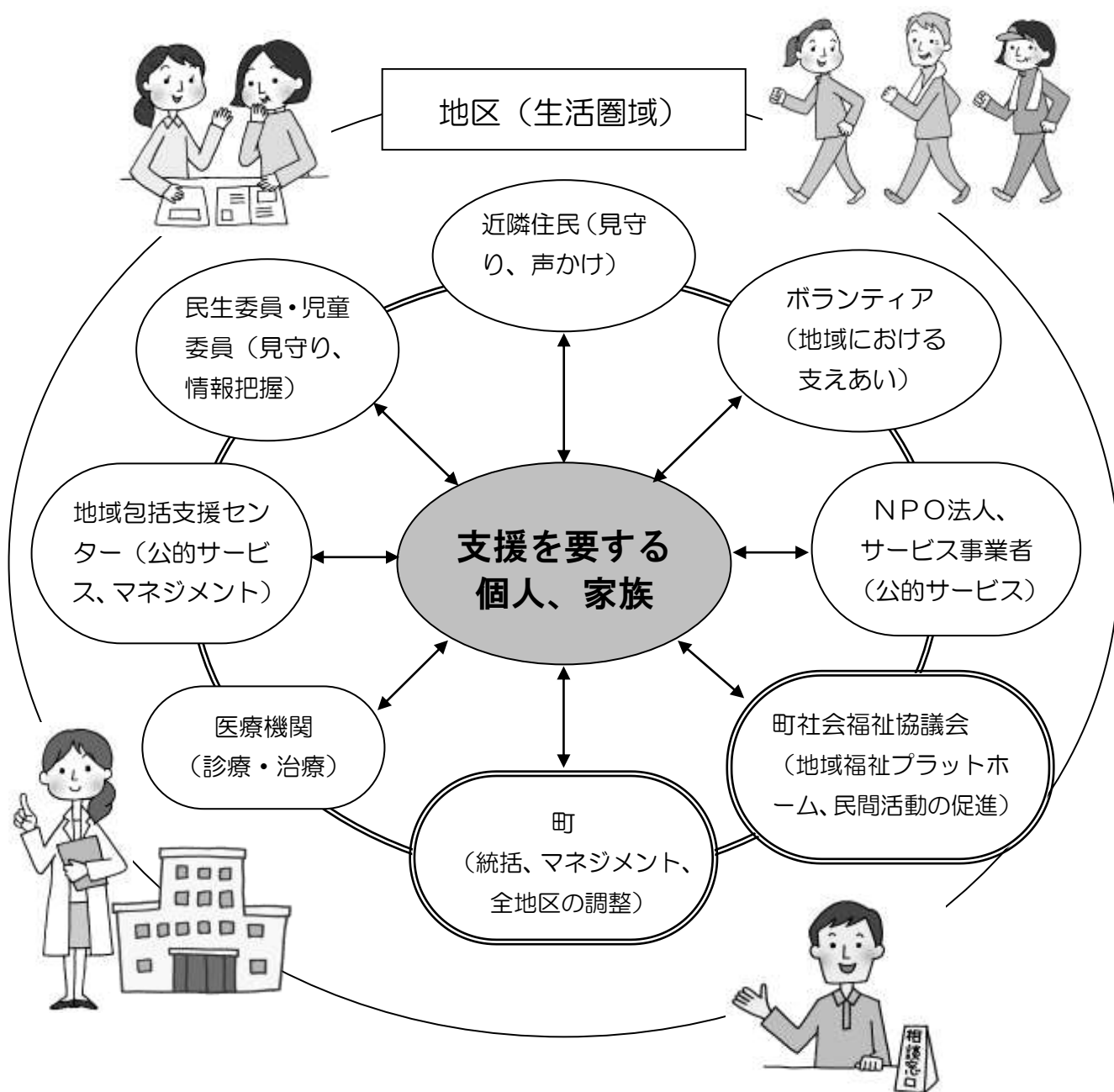
地域における生活上の課題を発見し情報を共有するとともに、支援が必要な個人や家族に対する支援を総合的に行うため、関係機関等と連携して個々のニーズにあった支援を行うコミュニティソーシャルワークの仕組みを検討し、推進します。

行政は、住民の福祉の向上福祉施策を総合的に推進している役割を担っています。そのため、住民・地域、社会福祉協議会などの関係機関・団体の支援を行います。また、社会福祉協議会は、中心的に地域福祉の推進を図る主体であり、「地域福祉活動計画」の進行にあたっては住民や地域等との協働を進めるとともに、行政との調整役としての役割を担っています。計画を推進していく上では、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

■ 各主体の役割

主体	役割	概要
住民、ボランティア NPO法人	地域福祉活動の実践	地域における福祉活動を積極的に展開します。
社会福祉事業者	専門的な福祉サービスの提供	専門機能を活かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供します。
社会福祉協議会	地域福祉活動の拠点	地域の団体間の連携や町との連携をコーディネートし、地域における福祉活動を推進します。
町	地域福祉推進のための仕組みづくり	地域での福祉活動が展開しやすい基盤や仕組みづくりを行います。

■ コミュニティソーシャルワークの体制図



コミュニティソーシャルワーク

- ① 地域に潜在するニーズの発見と共有
- ② 最適なサービスの総合的な検討・実施
- ③ 地域の生活課題への対応と調整

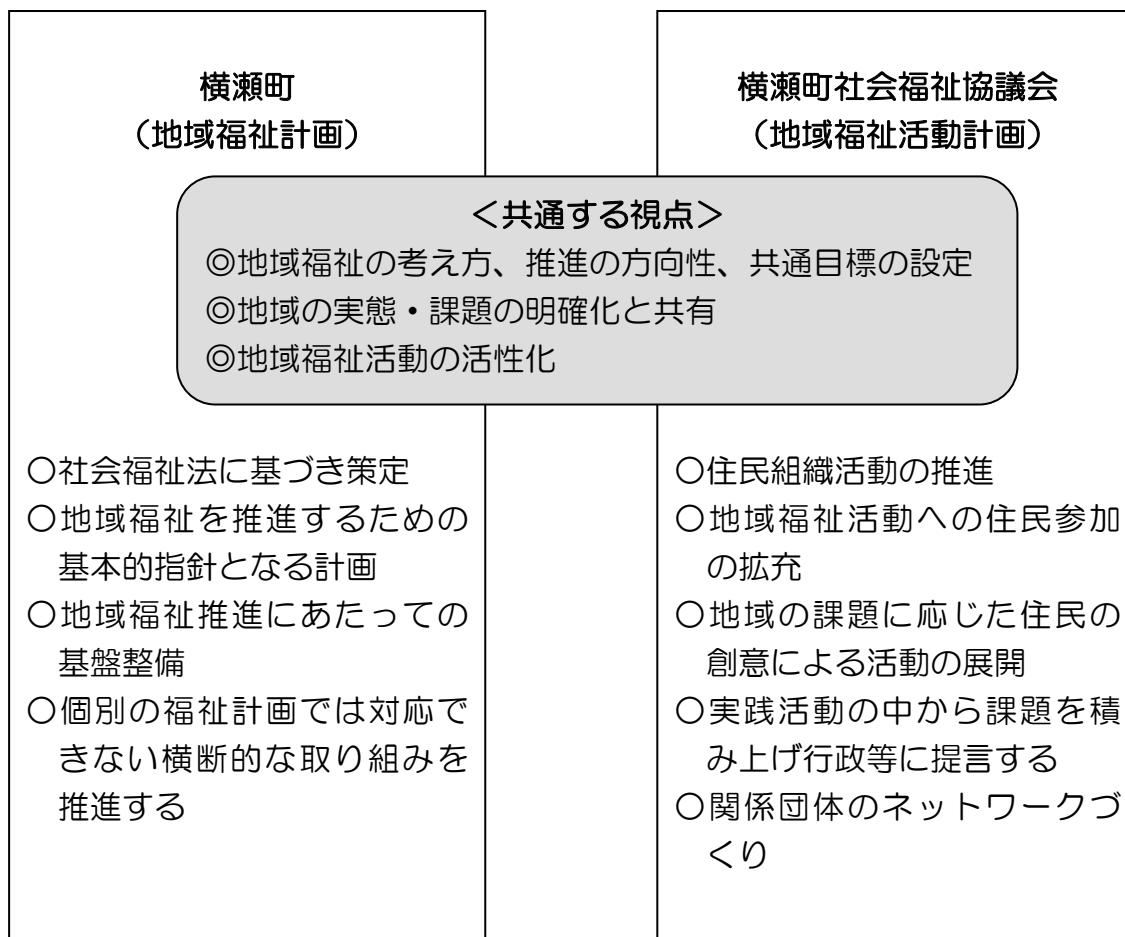
2 町と社会福祉協議会の連携強化

社会福祉協議会とは、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている、地域福祉の推進をしていく上で、重要な役割を果たす民間の社会福祉団体です。

新たな協働のスタイルとしての地域福祉プラットフォーム（地域福祉を進める舞台・基盤）の構築が求められており、社会福祉協議会では、地域福祉プラットフォームで様々な活動団体同士をつないでいく触媒の機能が期待されています。

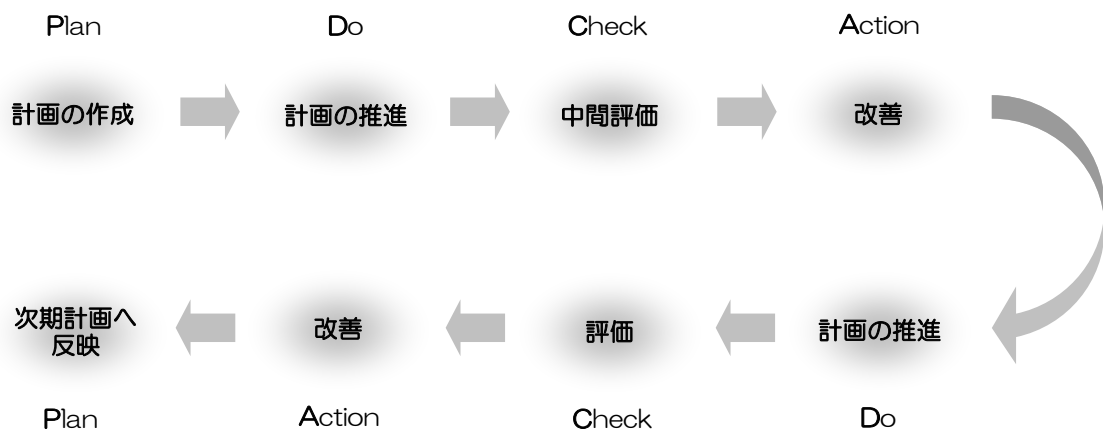
町では町社会福祉協議会の機能強化に向けた支援を行うとともに、町社会福祉協議会を地域福祉プラットフォームとして、両者の連携・協力による関係団体のネットワークづくりの推進と地域福祉活動の活性化を図ります。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



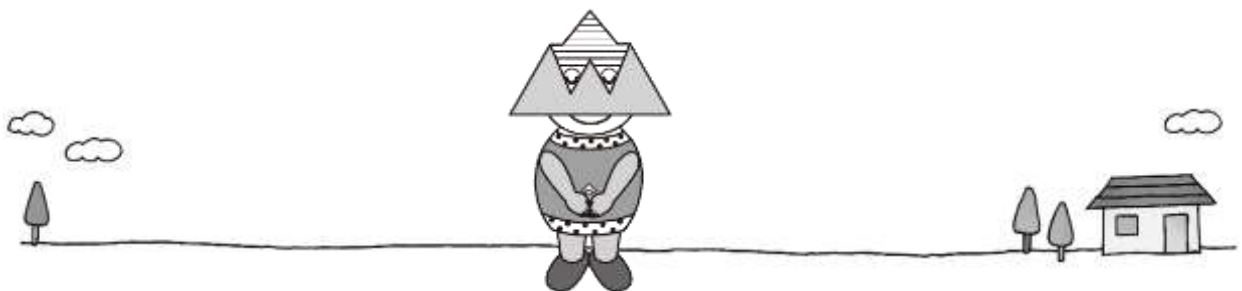
第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル※を用いて行います。まず、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れを活用し、計画内のサービスや取り組みの改善点を明らかにし、今後の施策の充実に活かします。



※PDCAサイクル：計画→実行→評価→改善→計画のプロセスを不断に繰り返すことで、計画の実効性を高める手法。

資料編



資料1 横瀬町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく横瀬町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、横瀬町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 町民生委員・児童委員
- (5) 町社会福祉協議会の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 行政関係者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年告示第 42 号)

(施行期日)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 50 号)

(施行期日)

この告示は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

資料2 横瀬町地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 横瀬町における地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、横瀬町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 住民代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 社会福祉協議会の職員
- (6) 学識経験者
- (7) 行政関係者
- (8) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、横瀬町社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

資料3 策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
横瀬町議会	◎ 大野 伸恵	総務文教厚生常任委員長
横瀬町区長会	○ 若林 隆三郎	会長
横瀬町コミュニティ協議会	加藤 良一	会長
横瀬町老人クラブ連合会	諸 愛蔵	会長
横瀬町母子愛育会	長妻 容子	会長
横瀬町身体障害者福祉会	浅見 高正	会長
横瀬町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会	加藤 ミネ子	委員長
横瀬町赤十字奉仕団	松崎 恵子	委員長
横瀬町シルバー人材センター	嶋崎 一文	就業開拓員
松田医院	松田 直行	院長
横瀬町民生・児童委員協議会	大橋 正	副会長
横瀬町社会福祉協議会	大野 雅弘	事務局長
横瀬町教育委員会	島田 公男	教育次長
横瀬町子育て支援課	浅見 雅子	課長
横瀬町健康づくり課	小泉 明彦	課長

◎…委員長 ○…副委員長

事 務 局

横瀬町健康づくり課	坂本 美奈子	主幹
横瀬町社会福祉協議会	阿左美 るみ	主任

※上記の委員会委員及び事務局は、第2次横瀬町地域福祉計画・横瀬町地域福祉活動計画の両計画の委員を兼ねています。

資料4 計画の策定経過

月 日	主な内容
平成 28 年 8月 26 日	第 1 回策定委員会 ・地域福祉計画の策定について
9月 16 日 ～10月 3 日	住民意識調査 町内在住の 20 歳以上の方 1,500 人を対象に実施
10月 6 日 ～10月 17 日	事業所・団体ヒアリング調査 町内 12 事業所・20 団体を対象にアンケート調査を実施
10月 21 日 10月 22 日 11月 4 日 11月 5 日	地区懇談会の実施 町内在住の方を対象に 7 地区 4 会場で実施 ①川東・川西 ②芦ヶ久保 ③根古屋・苅米 ④宇根・中郷
10月 26 日 ～11月 11 日	庁内・社会福祉議会の事業評価 地域福祉事業の実施状況、今後の方向性等を調査
11月 17 日	第 2 回策定委員会 ・住民意識調査・地区懇談会 各種調査結果の報告 ・計画骨子について
11月 17 日	事業者・団体ヒアリング調査 町内 3 事業所・6 団体を対象にヒアリングを実施
平成 29 年 1月 25 日	第 3 回策定委員会 ・計画素案について
2月 9 日 ～3月 10 日	パブリックコメント
3月 21 日	第 4 回策定委員会 ・パブリックコメントの報告 ・計画の承認

第2次横瀬町地域福祉計画・横瀬町地域福祉活動計画

～支えあい 住んでしあわせ こころと絆を育むまち～

発行年月 平成29年3月

発行 横瀬町

社会福祉法人 横瀬町社会福祉協議会

編集 横瀬町 健康づくり課

〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

T E L : 0494-25-0116

F A X : 0494-21-5155

E - mail : kenkou@town.yokoze.saitama.jp

社会福祉法人 横瀬町社会福祉協議会

〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬1240番地

T E L : 0494-22-7380

F A X : 0494-24-7289

E - mail : yoko-sha@mb.jnc.ne.jp